

福岡県公報

平成三十年三月三十日
第三千九百七十九号
増刊
③

目次

規則 (第六号一第十四号)

○福岡県主要農作物指定種子生産ほ場等は場審査及び生産物審査規則を廃止する規則 (水田農業振興課)	二
○福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (政策課)	二
○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	四
○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課)	四
○福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (教育庁体育スポーツ健康課)	四
○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(市町村支援課)	四
○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課)	五
○福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則 (医療保険課)	六
○福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則 (河川開発課)	八
告 示 (第三百二十三号一第三百二十五号)	
○収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計管理局会計課)	十
○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部改正 (会計管理局会計課)	十
○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課)	十
訓 令 (第一号一第二号)	
○福岡県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令 (団体指導課)	十

教育委員会

○福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令 (財産活用課)	十一
○福岡県教育庁組織規則 (教育庁総務課)	十一
○福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)	十九
○福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)	十九
○福岡県教育庁事務分掌規程 (教育庁総務課)	二十一
○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(教育庁総務課)	二十九
○福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定 (教育庁総務課)	六十二
○へき地等学校の指定に関する規則の一部改正 (教育庁教職員課)	六十三
人事委員会	
○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	六十三
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	六十四
○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	六十五
○福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	六十六
○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	六十七
○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	六十八
○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課)	六十九

規則

福岡県主要農作物指定種子生産ほ場等は場審査及び生産物審査規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県主要農作物指定種子生産ほ場等は場審査及び生産物審査規則を廃止する規則

福岡県主要農作物指定種子生産ほ場等は場審査及び生産物審査規則（昭和二十八年福岡県規則第七十号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とし、第二条から第四条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成に係る事項）

第二条 法第十三条第四項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の

執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他この者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき事項に提出する書類とする。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成に係る事項）

第十一条 法第三十四条第二項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の

概要

口 事務所の所在地

ハ 資本金の額

ニ 在学する学生の数

ホ 役員の名、役職、任期及び経歴

ヘ 常勤教員及び非常勤講師の数（前事業年度からの増減理由を含む。）

ト 正規職員、嘱託職員及び臨時職員の数（前事業年度からの増減理由を含む。）

二 予算及び決算の概要

三 事業に関する説明

第十二条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改める。

第十九条を第二十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等に係る内部組織等）

第二十一条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、理事、監事及び法人が設置する大学とする。

第二十二条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは職員との給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

（各事業年度の業務の実績等の評価に係る事項）

第二十三条 法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

報告書 中期計画に定めた項目

2 前項に規定する場合のほか、法人は、福岡県公立大学法人評価委員会条例（平成十七年福岡県条例第四十七号）に規定する福岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）から報告を求められたときは、評価委員会の定めるところにより、業務の全部又は一部についての進捗状況を明らかにした報告書を提出しなければならない。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成に係る事項）

第十三条 法第三十五条第一項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員（監事を除く。）及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準そ

他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示している」と認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十五項」に改める。
第十九条中「第四十八条第一項から第十三項まで」を「第四十八条第一項から第十四項まで」に改め、同条第一号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条中「教育庁総務部文化財保護課長」を「教育庁教育総務部文化財保護課長」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第二十四号）の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則(平成十四年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「指名」を「氏名」に改め、同条第八項各号中「福岡県心身障害者扶養共済制度条例」を「福岡県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第十二条第一項第三号中「指名」を「氏名」に改め、同条に次の一項を加える。

8 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、次に掲げる者(当該者が法人である場合にあつてはその役員とし、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人とする。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- 一 道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令の対象となる者
- 二 道路交通法第五十一条の四第六項の規定による弁明の機会を与えられる者
- 三 道路交通法第五十一条の四第十三項の督促の対象となる者
- 四 道路交通法第五十一条の四第十四項の規定による放置違反金等の徴収の対象となる者

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項第三号及び第八項各号並びに第十二条第一項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

第二条第四号中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)」に改め、同条第六号中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条第七号中「福岡県教育長」を「福岡県教育庁副教育長」に改める。

第八十一条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第一百五十九条第一項中「七日」を「七日(福岡県の休日を定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除く。)」に改める。

第百八十三条第二項中「署名押印」を「記名押印」に改める。

第百八十五条の十三第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表四中

長期継続契約、運賃先払いによる運搬料、到着荷物の保管料、電信電話料、後納契約、単価契約に係るもの及び筆耕翻訳料は括弧書によるものとする。

を

長期継続契約、運賃先払いによる運搬料、到着荷物の保管料、電信電話料、後納契約、単価契約に係るもの、筆耕翻訳料及び損害保険料は括弧書によるものとする。

に、

長期継続契約、後納契約又は単価契約によるものは、括弧書によるものとする。

を

長期継続契約、後納契約又は単価契約によるもの及びNHK受信料は括弧書によるものとする。

に改める。

様式第三十九号中

「財務規則運用要綱」を「福岡県財務規則運用要綱」に

「7 書損した場合は、現金領収証は切り取ることなく、その理由を記入して保存すること。

「7 納入金額に係る数字は訂正することができない。(福岡県財務規則運用要綱第

を

129条関係第1項関係2参照)ため、記載を誤つた場合は書損として取り扱うこと。なお、書損した場合は、現金領収証は切り取ることなく、その理由を記入して保存すること。

改める。

様式第百五十九号及び様式第百六十号中

「7 申請者及び法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつてはその役員(法人にあつては法人登記簿に記載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者。以下同じ。)は、暴力団、暴力団員ではありません。また、これらと密接な関係を有する者でもありません。」

「7 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に記載されている者、いい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)及び使用人)は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。」

改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険法施行条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。)第八条第二項及び第二十一条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(納付金の額)

第三条 条例第八条第二項に規定する各市町村の納付金の額は、当該市町村に係る次に掲げる額の合算額とする。

- 一 一般納付金額
- 二 後期高齢者支援金等納付金額
- 三 介護納付金納付金額

2 前項第一号の一般納付金額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 一般被保険者に係る一般納付金額(算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条に規定する一般納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち一般納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち一般納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額をいう。)
- 二 退職被保険者等に係る一般納付金額(算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第八条に規定する退職被保険者等納付金調整額のうち一般納付金に係る調整額として知事が定める額をいう。)

3 第一項第二号の後期高齢者支援金等納付金額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等納付金額(算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額をいう。)
- 二 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等納付金額(算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第八条に規定する退職被保険者等納付金調整額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る調整額として知事が定める額をいう。)

4 第一項第三号の介護納付金納付金額は、算定政令第十一条に規定する介護納付金納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち介護納付金納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち介護納付金納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。

(納付金額等の通知)

第四条 条例第八条第二項の規定による通知は、毎年四月十日までに、各市町村が納付すべき納付金の額及び次条に規定する納期ごとの納付金額を通知して行うものとする。

(納付金の納期等)

第五条 納付金は、年度ごとに九期に分割して徴収するものとし、その納期は次に掲げるとおりとする。この場合において、納期限が福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項に定める県の休日当たるときは、その直前の県の休日でない日を納期限とする（次条において同じ）。

一 第一期 前条の規定による通知の日から八月七日まで

二 第二期 八月八日から九月七日まで

三 第三期 九月八日から十月七日まで

四 第四期 十月八日から十一月七日まで

五 第五期 十一月八日から十二月七日まで

六 第六期 十二月八日から一月十日まで

七 第七期 一月十一日から二月七日まで

八 第八期 二月八日から三月七日まで

九 第九期 三月八日から同月二十五日まで

2 当該市町村が納期ごとに納付すべき納付金の額は、第三条に定める納付金額の区分ごとに、当該年度において納付すべき額を九で除して得た金額とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを第九期において納付すべき額に加算する。

3 市町村は、前項までの規定にかかわらず、納期の到来していない納付金の全額又は一部について繰り上げて納付することができる。

(納期限の延長)

第六条 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により、当該市町村が前条第一項に定める納期限までに納付金の納付が著しく困難であると認める場合には、当該年度の末日までの間に限って当該市町村の納期限を延長することができる。

(一般納付金基礎額調整係数)

第七条 一般納付金基礎額調整係数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第一百十一号。以下「交付金等省令」という。）第十条第一項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数)

第八条 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、交付金等省令第十六条第一項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金基礎額調整係数)

第九条 介護納付金納付金基礎額調整係数は、交付金等省令第二十五条第一項第一号に掲げる数とする。

(市町村別納付金減算額の算定)

第十条 算定政令第十三条第一号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる数とする。

2 算定政令第十三条第二号の規定により県が定める額は、同号イに掲げる数とする。

(係数等の通知)

第十一条 知事は、第四条に規定する通知をするときは、併せて次に掲げる係数等を通知するものとする。

一 条例第九条に規定する医療費指数反映係数

二 条例第十一条に規定する一般納付金所得係数

三 条例第十四条に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数

四 条例第十七条に規定する介護納付金納付金所得係数

五 条例第二十条第一項各号に掲げる数

六 第七条に規定する一般納付金基礎額調整係数

七 第八条に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

八 第九条に規定する介護納付金納付金基礎額調整係数

九 その他知事が必要と認める事項

(係数等の公表)

第十二条 県は、条例第八条第一項に規定する各市町村の納付金の額を算定した場合に
は、前条第一号から第八号までに掲げる係数等を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則

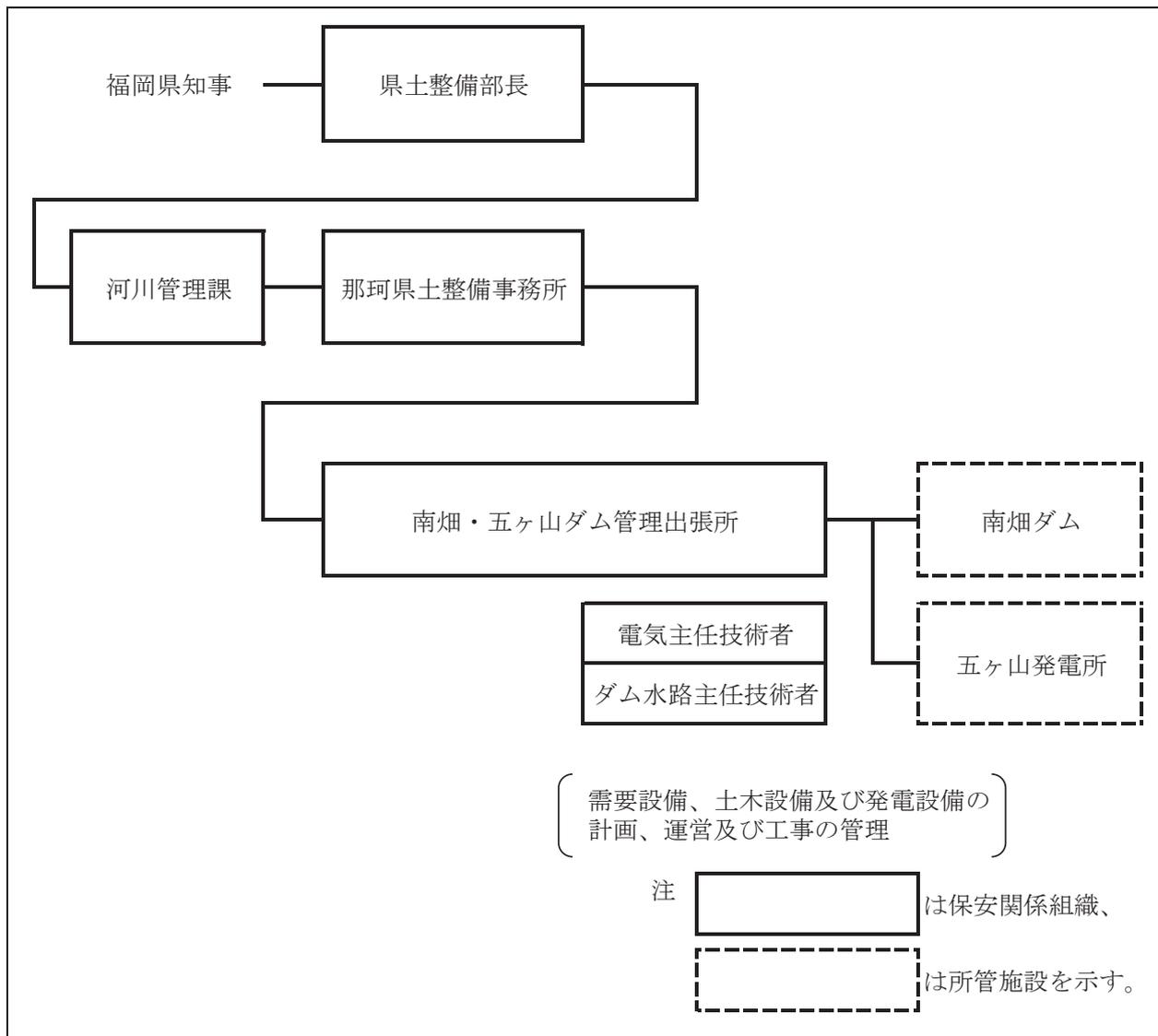
福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則（平成二十六年福岡県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「河川開発課長及び五ヶ山ダム建設事務所長」を「河川管理課長及び那珂県土整備事務所長」に、「河川開発課及び五ヶ山ダム建設事務所」を「河川管理課及び那珂県土整備事務所（南畑・五ヶ山ダム管理出張所を含む。）」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

保安に関する組織及び職務分掌



別表第二中「河川開発課長」を「河川管理課長」に、「五ヶ山ダム建設事務所長」を「那珂川土整備事務所長」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第三百二十三号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

一の表収納代理金融機関名の欄中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改める。

福岡県告示第三百二十四号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

福岡学園 五ヶ山ダム建設事務所	〃	那珂川支店
--------------------	---	-------

を

福岡学園	〃	那珂川支店
------	---	-------

に、

行橋県税事務所
京築保健福祉環境事務所
行橋農林事務所
農林業総合試験場豊前分場
伊良原ダム建設事務所

育徳館高等学校
京都高等学校
行橋高等学校
育徳館中学校

行橋警察署

〃
行橋支店

を

行橋県税事務所
京築保健福祉環境事務所
行橋農林事務所
農林業総合試験場豊前分場

育徳館高等学校
京都高等学校
行橋高等学校
育徳館中学校

行橋警察署

〃
行橋支店

に改め

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県告示第三百二十五号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

第五十二号の次に次の一号を加える。

53 福岡県国民健康保険普通交付金

訓令

福岡県訓令第一号

農林水産部

福岡県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令
 福岡県農業共済組合検査規程（平成二十一年六月福岡県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百二十二条の二から第四百四十二条の四まで」を「第二百九条第一項から第三項まで」に改める。

第二条中「農業災害補償制度」を「農業保険法第二条に規定する農業共済事業」に改める。

第三条第一号中「共済規程」を「事業規程」に改め、同条第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第四条ただし書中「農業共済組合」を「組合」に改める。

第五条「すべて」を「全て」に改める。

第十二条の見出し中「及び提示」を「並びに提示及び携帯」に改め、同条第二項中「及び証明書」を提示して検査を行う旨を告げるものとする」を「を提示しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 検査員は、検査の着手に際しては、第一項の証明書を携帯しなければならない。

第十八条第三項中「農業災害補償法第四百二十二条の四」を「農業保険法第二百九条第三項」に改める。

第二十条中「組合において、法令、法令に基づいてする行政処分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合又は農業共済組合連合会の双方に関係するものである」と知事が認める場合その他知事が検査の実施を「知事が、組合の検査を実施する」に改め、「当たって」の下に「、」を加え、「、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から」を削る。

様式第一号中「農業災害補償法第142条の〇」を「農業保険法第209条の〇」に改める。

様式第二号中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第一項から第3項まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第二号

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 本 庁
 平成三十年三月三十日 福岡県知事 小川 洋

福岡県監視服務規程の一部を改正する訓令

福岡県監視服務規程（昭和三十七年五月福岡県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「監視を三班に編成し」を「監視の班編成を行い」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育庁組織規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の全部を改正する。

目 次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 本庁

第一節 部

第一款 部の設置（第五条）

第二款 部の事務分掌（第六条・第七条）

第二節 課

第一款 課の設置（第八条）

第二款 教育総務部各課の事務分掌（第九条―第十三条）

第三款 教育振興部各課の事務分掌（第十四条―第十九条）

第三章 教育事務所（第二十条―第二十二条）
 第四章 補則（第二十三条―第二十六条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十七条第二項の規定に基づき、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局の内部組織及びその分掌事務を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県立学校 教育委員会の所管に属する学校をいう。
- 二 公立学校 県立、市町村立及び組合立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- 三 中高一貫教育校 中等教育学校並びに中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す中学校及び高等学校をいう。
- 四 本庁 第五条に規定する部及びこれに属する第八条に規定する課を総称したものをいう。
- 五 事務局等職員 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関（県立学校を除く。）の職員をいう。
- 六 事務局等職員等 事務局等職員及び県立学校職員（教育職給料表適用者を除く。）をいう。
- 七 教職員 県立学校の職員（教育職給料表適用者に限る。）及び県費負担教職員をいう。

（事務局の名称等）

第三条 教育委員会の事務局を、福岡県教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。

2 教育庁は、本庁及び第二十條に規定する教育事務所をもって組織する。

（本庁の所在地）

第四条 本庁を、福岡市博多区に設置する。

第二章 本庁

第一節 部

第一款 部の設置

（部の設置）

第五条 教育庁に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置く。

- 一 教育総務部
- 二 教育振興部

第二款 部の分掌事務

（教育総務部の分掌事務）

第六条 教育総務部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 教育委員会の会議に関する事。
 - 二 教育行政に係る広報、広聴及び相談に関する事。
 - 三 教育に係る調査統計に関する事。
 - 四 教育に関する法人及び信託に関する事。
 - 五 事務局等職員等の定数、任免その他人事及び給与に関する事。
 - 六 教育行政の総合的企画及び調整に関する事。
 - 七 教育委員会の予算その他の財務会計に関する事。
 - 八 教育職員の免許に関する事。
 - 九 職員の福利厚生及び保健管理に関する事。
 - 十 教育委員会の所掌事務に関する争訟の総括に関する事。
 - 十一 教職員の定数、任免その他人事及び給与に関する事。
 - 十二 学校その他の教育機関の施設及び設備に関する事。
 - 十三 文化財の保護に関する事。
 - 十四 他の部の所掌しない事項に関する事。
- （教育振興部の分掌事務）**
- 第七条** 教育振興部の分掌する事務は、次のとおりとする。
- 一 公立学校の教育制度の企画に関する事。
 - 二 公立学校の教育課程、学習指導等に関する事。
 - 三 人権教育に関する事。
 - 四 公立学校における体育（以下「学校体育」という。）並びに公立学校における学

校保健、学校安全及び学校給食（以下「健康教育」という。）に関すること。
 五 スポーツ（競技力の向上に係るものをいう。第十八条及び第二十一条において同じ。）に関すること。
 六 文化の振興に関すること。
 七 社会教育に関すること。

第二節 課

第一款 課の設置

（部に属する組織）

第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。

一 教育総務部

総務企画課	秘書広報係 文書・法人係 人事係 教育政策推進室
財務課	予算係 学校予算係 給与係 教育給与支給班
教職員課	管理免許係 福利・職員係 市町村立学校係 県立学校係 人事管理班
施設課	管理助成係 財産・情報基盤係 施設係
文化財保護課	管理係 企画・埋蔵文化財係 文化財保護係

二 教育振興部

高校教育課	管理係 学事企画係 指導班
義務教育課	学事企画係 指導班 教育相談室
特別支援教育課	学事企画係 指導班
人権・同和教育課	調整係 指導班 啓発班
体育スポーツ健康課	管理係 保健給食係 体育・健康教育班 スポーツ・競技力推進班
社会教育課	総務・文化係 地域学校協働推進班 社会教育班

第二款 教育総務部各課の分掌事務

（総務企画課の分掌事務）

第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 教育委員会委員及び教育長の秘書に関すること。
- 三 庁用車の管理運行に関すること。
- 四 庁舎管理の連絡調整に関すること。
- 五 教育庁の運営に係る予算に関すること。
- 六 教育事務所に係ること（他の課の所掌に係るものを除く。）。
- 七 教育行政に係る広報及び広聴の総合企画、調整及び実施に関すること。
- 八 報道機関との連絡及び調整に関すること。
- 九 教育行政相談に関すること。
- 十 県議会に係る事務の連絡及び調整に関すること。
- 十一 教育文化表彰に関すること。
- 十二 出先機関（学校を除く。）の長の会議に関すること。
- 十三 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関すること。
- 十四 災害対策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。
- 十五 規則案、告示案、訓令案その他の合議文書の審査及び法令の解釈に関すること。
- 十六 文書事務及び公印に係る事務の総括に関すること。
- 十七 行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）の施行に係る事務の指導、助言及び調整に関すること。
- 十八 聴聞の主宰に関すること。
- 十九 教育に関する法人及び信託に関すること。
- 二十 教育委員会の所掌事務に係る統計法（平成十九年法律第五十三号）の規定に基づく基幹統計その他の調査統計（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- 二十一 教育要覧、教育便覧及び教育調査報告書に関すること。
- 二十二 行政組織及び権限配分に関すること。

二十三 事務局等職員等の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修その他人事に関する
こと。

二十四 事務局等職員等の給与及び報酬に関すること。

二十五 事務局等職員等であった者の退職手当に関すること。

二十六 庶務事務の電算処理に係る事務の連絡及び調整に関すること。

二十七 事務局等職員等が加入する職員団体及び労働組合に関すること。

二十八 教育委員会の所掌事務に係る行政改革の推進に係る事務の総合的な連絡及び
調整に関すること。

二十九 附属機関等における委員等の登用の適正化に係る事務の総括に関すること。

三十 次世代育成推進施策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。

三十一 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。

三十二 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。

三十三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価
に関すること。

三十四 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。

三十五 知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

三十六 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るも
のを除く。）に関すること。

三十七 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関すること。

三十八 教育改革推進本部に関すること。

三十九 教育長が特に命じた事項に関すること。

四十 教育総務部各課の連絡調整に関すること。

四十一 他の課の所掌しない事項に関すること。
（財務課の分掌事務）

第十条 教育総務部財務課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 教育委員会の所掌事務に関する教育費の予算及び決算に関する事務の統括に関す
ること。

二 教育事務所及び教育委員会の所管に属する教育機関に係る財務会計事務の指導に
関すること。

三 市町村教育委員会の地方財政措置に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを
除く。）に関すること。

四 県立学校の運営に係る予算に関すること。

五 事務局等職員等及び教職員の給与費等並びに義務教育費等国庫負担金に関するこ
と。

六 県立学校の授業料に関すること。

七 公立学校の就学支援金に関すること。

八 公立学校の奨学給付金に関すること。

九 教職員の給与及び報酬に関すること。

十 教職員であった者の退職手当に関すること。

十一 費用弁償及び旅費に関すること。

十二 児童手当に関すること。

十三 人事給与事務の電算処理に関すること。
（教職員課の分掌事務）

第十一条 教育総務部教職員課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 教育職員の免許に関すること。

二 教育委員会の所掌事務に関する争訟の総括に関すること。

三 教職員の加入する職員団体に関すること。

四 教育関係職員の栄典に関すること。

五 福岡県教職員身体検査審議会に関すること。

六 職員の福利厚生及び保健管理に関すること。

七 職員であった者に係る恩給に関すること。

八 職員に係る災害補償に関すること。

九 公立学校共済組合に関すること。

十 福岡県教職員互助会に関すること。

十一 教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。

十二 県費負担教職員（教育職給料表適用者を除く。）の研修に関すること。

十三 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項
の指定都市を除く。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の

学級編制の基準に関する事。

十四 県立学校の職員組織に関する事。

(施設課の分掌事務)

第十二条 教育総務部施設課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 県立学校の校舎その他の施設の整備計画及び保全に関する事。

二 教育委員会の所管に属する公有財産の取得、管理及び処分に関する事。

三 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の保全の総括(他の課の所掌に係るものを除く。)に関する事。

四 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)、理科教育振興法(昭和二十

十八年法律第八十六号)、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十

八年法律第二百三十八号)及びへき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号

)の規定に基づく設備に関する事。

五 市町村教育委員会の所管に属する学校の校舎その他の施設の整備計画の指導助言等に関する事。

六 教育財産の取得、管理及び処分に関する事。

七 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関する事。

八 県立学校における情報基盤の整備に関する事。

九 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する指導助言に関する事。

十 情報化推進に関する知事部局との連絡調整(他の課の所掌に係るものを除く。)に関する事。

(文化財保護課の分掌事務)

第十三条 教育総務部文化財保護課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 文化財の保存及び活用並びにこれらの指導助言に関する事。

二 文化財関係者の研修に関する事。

三 銃砲刀剣類の登録に関する事。

四 九州歴史資料館に関する事。

五 福岡県文化財保護審議会に関する事。

第三款 教育振興部各課の分掌事務

(高校教育課の分掌事務)

第十四条 教育振興部高校教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 公立の高等学校及び中高一貫教育校の教育制度の企画又は指導助言に関する事。

二 公立の高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校並びに県立中学校の設置廃止等に関する事。

三 県立の高等学校及び中高一貫教育校の受入計画、入学定員及び通学区域に関する事。

四 県立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の学科等の編成に関する事。

五 公立高等学校及び県立中高一貫教育校(以下この条において「公立高等学校等」という。)における生徒の入学、転学及び退学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言に関する事。

六 公立高等学校の入学者選抜及び県立中高一貫教育校の入学者決定に関する事。

七 高等学校卒業程度認定試験に関する事。

八 公立高等学校等における学校教育の指導に関する総合的計画に関する事。

九 公立高等学校等における組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校安全等又はこれらの指導助言に関する事。

十 県立学校、市町村立高等学校及び市町村立特別支援学校高等部の教職員の研修(他の課の所掌に係るものを除く。)に関する事。

十一 公立高等学校等における教科書その他の教材の取扱い又はこれらの指導助言に関する事。

十二 教育振興部内の権限配分及び各課の連絡調整に関する事。

十三 福岡県教育センターに関する事。

十四 福岡県県立学校教育振興計画審議会に関する事。

十五 福岡県教育文化奨学財団の実施する奨学事業に関する事。

十六 学校教育研究団体及び学校安全団体に関する事。

(義務教育課の分掌事務)

第十五条 教育振興部義務教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 公立の幼稚園、小学校、中学校(県立中学校を除く。以下この条において同じ)。

）及び義務教育学校の教育制度の企画又は指導助言に関すること。

二 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の設置廃止等に関すること。

三 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における幼児児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言に関すること。

四 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教材費等に係る地方交付税等の財政措置の指導助言に関すること。

五 教科書の無償給与に関すること。

六 中学校卒業程度認定試験に関すること。

七 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。

八 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校安全等又はこれらの指導助言に関すること。

九 県費負担教職員の研修（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

十 公立の小学校、中学校及び義務教育学校における教科書その他の教材の取扱い又はこれらの指導助言に関すること。

十一 ふくおか教育論文に関すること。

十二 学校運営協議会制度の総括に関すること。

十三 福岡県教科用図書選定審議会に関すること。

（特別支援教育課の分掌事務）

第十六条 教育振興部特別支援教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 公立特別支援学校の教育制度の企画又は指導助言に関すること。

二 公立特別支援学校の設置廃止等に関すること。

三 県立特別支援学校の受入計画に関すること。

四 県立特別支援学校の学科等の編成及び募集定員に関すること。

五 公立特別支援学校における幼児児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言に関すること。

六 公立特別支援学校における教材費等に係る地方交付税等の財政措置の指導助言に

関すること。

七 県立特別支援学校（小学部及び中学部を除く。）の入学者選抜に関すること。

八 公立特別支援学校における学校教育並びに特別支援学級及び通級による指導における特別支援教育の指導に関する総合的計画に関すること。

九 公立特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校安全等又はこれらの指導助言に関すること。

十 教職員の特別支援教育に関する研修に関すること。

十一 特別支援教育の推進に係る総合的企画及び実施に関すること。

十二 公立特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教科書その他の教材の取扱い又はこれらの指導助言に関すること。

十三 福岡県障がい児就学指導委員会に関すること。

（人権・同和教育課の分掌事務）

第十七条 教育振興部人権・同和教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 人権教育の推進に関する総合的計画及び連絡調整に関すること。

二 人権教育に関する指導助言に関すること。

三 人権教育の啓発に関すること。

四 人権教育に関する研修に関すること。

五 人権教育に関する助成に関すること。

六 福岡県地域改善対策奨学資金に関すること。

七 人権教育関係機関・団体に関すること。

（体育スポーツ健康課の分掌事務）

第十八条 教育振興部体育スポーツ健康課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 幼児児童生徒の保健管理に関すること。

二 公立学校の環境衛生等に関すること。

三 学校給食に関すること。

四 学校体育及び健康教育（学校安全に係るものを除く。以下この条において同じ。）の指導に関する総合的計画に関すること。

五 学校体育及び健康教育又はこれらの指導助言に関すること。

- 六 教職員の学校体育及び健康教育に関する研修に関すること。
 - 七 スポーツに関する指導助言に関すること。
 - 八 スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。
 - 九 スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関すること。
 - 十 競技者の育成強化に関すること。
 - 十一 国民体育大会に関すること。
 - 十二 学校体育及びスポーツに関する施設設備及び用具に関すること。
 - 十三 福岡県体育研究所、福岡県立久留米スポーツセンター、福岡県立総合プール、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県馬術競技場及び福岡県立総合射撃場に關すること。
 - 十四 福岡県学校給食審議会に関すること。
 - 十五 福岡県スポーツ振興センターに関すること。
 - 十六 学校体育団体、学校保健団体、学校給食団体及びスポーツ団体に関すること。
(社会教育課の分掌事務)
- 第十九条** 教育振興部社会教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。
- 一 社会教育に関する総合的計画及びその推進に関すること。
 - 二 社会教育に関する指導助言に関すること。
 - 三 社会教育専門職員の養成及び社会教育関係者の研修に関すること。
 - 四 社会教育施設に関すること。
 - 五 社会教育委員に関すること。
 - 六 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。
 - 七 社会教育に関する表彰に関すること。
 - 八 子どもの文化芸術活動の推進に関すること。
 - 九 ユネスコ活動の総括に関すること。
 - 十 文化団体に関すること。
 - 十一 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築、福岡県立夜須高原野外活動センター及び福岡県青少年

科学館に関すること。

十二 福岡県教育文化奨学財団に関すること。

第三章

(教育事務所の設置)

第二十条 教育庁に、本庁各課の所掌事務の一部を分掌させるため教育事務所を設置する。

2 教育事務所の名称、所在地及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	所在地	管轄区域
福岡教育事務所	福岡市博多区	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡
北九州教育事務所	直方市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
北筑後教育事務所	久留米市	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
南筑後教育事務所	筑後市	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
筑豊教育事務所	飯塚市	飯塚市 田川市 嘉麻市 嘉穂郡 田川郡
京築教育事務所	豊前市	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

(教育事務所の分掌事務)

第二十一条 教育事務所の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村教育委員会の組織及び運営又はこれらの指導助言に関すること。
- 二 県費負担教職員の任免、給与、服務、研修その他人事に関すること。
- 三 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における教育及び学校運営に関する指導助言に関すること。
- 四 社会教育、文化及びスポーツに関する事業の実施及び指導助言に関すること。
- 五 文化財の保存及び活用に関すること。
- 六 人権教育に関する指導助言に関すること。

(教育事務所の組織)

第二十二条 教育事務所に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課及び

室を置き、総務課に管理係及び教職員係を置く。

一 総務課

二 教育指導室

三 教育相談室

四 社会教育室

五 人権・同和教育室

2 前項に定めるもののほか、教育事務所に人事管理班を置く。

第四章 補則

(庶務)

第二十三条 本庁の各課及び各教育事務所においては、当該課又は教育事務所に係る次に掲げる事務を処理するものとする。

イ 公印の管守に関すること。

ロ 文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ハ 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。

ニ 予算に関すること。

ホ 物品の出納及び管理に関すること。

(臨時の組織)

第二十四条 この規則の規定にかかわらず、臨時又は特別な事務については、教育長は、別に必要な組織を設置することができる。

(係等の分掌事務)

第二十五条 本庁各課の係、班及び室並びに教育事務所の課、室及び班の分掌する事務は、教育長が別に定める。

(職員の駐在)

第二十六条 教育委員会は、必要があると認めるときは、教育庁又は教育委員会の所管に属する教育機関に所属する職員を当該機関の所在する場所以外の場所に駐在させることができる。

2 前項の規定により職員を駐在させる場所その他職員の駐在に關し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(福岡県教職員身体検査審議会規則の一部改正)

2 福岡県教職員身体検査審議会規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「教育庁教育企画部教職員課」を「教育庁教育総務部教職員課」に改める。

(福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部改正)

3 福岡県教育財産管理事務取扱規則(昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「教育庁教育企画部社会教育課長」を「教育庁教育振興部社会教育課長」に改める。

第二十条中「別表十四」を「別表十三」に改める。

(福岡県県立学校教育振興計画審議会規則の一部改正)

4 福岡県県立学校教育振興計画審議会規則(昭和四十四年福岡県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「教育庁教育企画部企画調整課」を「教育庁教育振興部高校教育課」に改める。

(福岡県障がい児就学指導委員会規則の一部改正)

5 福岡県障がい児就学指導委員会規則(昭和五十年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「福岡県教育庁教育振興部義務教育課」を「福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課」に改める。

(福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部改正)

6 福岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則(平成八年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務部総務課長」とあるのは「教育庁総務部総務課長」と、「総務部長」とあるのは「教育長」と、「総務部総務課」とあるのは「教育庁総務部総務課」を「総務部行政経営企画課長」とあるのは「教育庁教育総務部総務企画課長」と、

「総務部長」とあるのは「教育長」と、「総務部行政経営企画課」とあるのは「教育庁教育総務部総務企画課」に改める。

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中

1 教育次長 教育長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

1 副教育長 教育長を補佐し、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

改め、二十の項を二十一の項とし、二の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

2 教育監 教育長の命を受け、学校教育に関する専門的事項に関する重要な事務を掌理する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(法制審議会規則の一部改正)

2 法制審議会規則（昭和二十五年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教育長」を「副教育長」に、「事務局吏員」を「事務局職員」に改める

。（福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正）

3 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項第九号中「教育次長」を「副教育長、教育監」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第二条各号に掲げる」を「第二条の規定により委任された」に、「当該事務の処理を終了した後最初に開かれる」を「その管理及び執行の状況を速やかに」に改める。

福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会公印管守規程等の一部を改正する訓令

（福岡県教育委員会公印管守規程の一部改正）

第一条 福岡県教育委員会公印管守規程（昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教育次長印」を「副教育長印」に改める。

第四条中「総務部総務課」を「教育総務部総務企画課」に改める。

別表第一中「総務部総務課長」を「教育総務部総務企画課長」に改め、同表中4の項及び5の項を次のように改める。

5	副教育長印	〃	方二六	〃	〃
4	教育長印	てん書	方二七	一般文書	教育総務部総務企画課長

別表第二中「」を「」に改める。

(本庁及び出先機関の定義の一部改正)

第二条 本庁及び出先機関の定義(昭和四十九年四月福岡県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

本則中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)」に改める。

(福岡県教育委員会事務局職員の東京都駐在に関する訓令の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会事務局職員の東京都駐在に関する訓令(平成元年三月福岡県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)」に改める。

第二条の表中「福岡県教育庁総務部総務課」を「福岡県教育庁教育総務部総務企画課」に改める。

(福岡県教育委員会事務局職員の福岡市駐在に関する訓令の一部改正)

第四条 福岡県教育委員会事務局職員の福岡市駐在に関する訓令(平成二十三年三月福岡県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)」に改める。

(福岡県教育センター職員の茨城県つくば市駐在に関する訓令の一部改正)

第五条 福岡県教育センター職員の茨城県つくば市駐在に関する訓令(平成六年三月福岡県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)」に改める。

(福岡県教育文化表彰者選考規程の一部改正)

第六条 福岡県教育文化表彰者選考規程(平成十年八月福岡県教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改める。

第二条第三項第二号中「教育次長、理事」を「副教育長、教育監」に改める。
(福岡県教育委員会職域表彰規程の一部改正)

第七条 福岡県教育委員会職域表彰規程(平成十年三月福岡県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「教育次長、理事」を「副教育長、教育監」に改める。
(福岡県教育委員会職員安全管理規程の一部改正)

第八条 福岡県教育委員会職員安全管理規程(平成六年三月福岡県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)第四条」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)第五条」に改める。

第六条中「教育次長」を「副教育長」に改める。

第七条中「教育庁総務部長」を「教育庁教育総務部長」に改める。

第八条中「総務部総務課長」を「教育総務部教職員課長」に改める。

第九条中「総務部総務課長」を「教育総務部教職員課長」に改める。

第十六条第二項中「総務部長」を「教育総務部長」に改める。
(福岡県同和教育対策委員会規程の一部改正)

第九条 福岡県同和教育対策委員会規程(昭和四十四年七月福岡県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「教育次長」を「副教育長」に改め、同条第三項中「理事」を「教育監」に改める。

附則
(施行期日)
1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(福岡県教育委員会の情報処理に関する規程の一部改正)
2 福岡県教育委員会の情報処理に関する規程(平成十六年一月福岡県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

本則中「福岡県情報処理規程(平成十一年八月福岡県訓令第十号)」を「福岡県情

報処理規程（平成二十四年二月福岡県訓令第一号）に改める。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育庁事務分掌規程

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）第二十五条の規定に基づき、本庁の課の係、班及び室並びに教育事務所の課、室及び班の分掌事務を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 庶務に関する事 当該本庁の課又は当該教育事務所に係る次に掲げる事務を総称したものをいう。
- イ 公印の管守に関する事。
- ロ 文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。
- ハ 職員の身分、給与及び福利厚生に関する事。
- ニ 予算に関する事。
- ホ 物品の出納及び管理に関する事。
- ヘ 他の係、班及び室（教育事務所にあっては他の課、室及び班）の所掌しない事項に関する事。

（服務に関する事務の処理）

第三条 本庁の課のうち係を有するもの及び教育事務所における職員の服務に関する事

務については、前条第一号の事務を分掌する係において総括するとともに、各係、班又は室においてそれぞれその所属する職員に係る服務に関する事務を処理するものとする。

（総務企画課各係及び室の分掌事務）

第四条 教育総務部総務企画課各係及び室の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 秘書広報係の分掌事務
- イ 庶務に関する事。
- ロ 教育委員会の会議に関する事。
- ハ 教育委員会委員及び教育長の秘書に関する事。
- ニ 庁用車の管理運行に関する事。
- ホ 庁舎管理の連絡調整に関する事。
- ヘ 教育庁の運営に係る予算に関する事。
- ト 教育事務所に係る事（他の課の所掌に係るものを除く。）。
- チ 教育行政に係る広報及び広聴の総合企画、調整及び実施に関する事。
- リ 報道機関との連絡及び調整に関する事。
- ヌ 教育行政相談に関する事。
- ル 県議会に係る事務の連絡及び調整に関する事。
- ヲ 教育文化表彰に関する事。
- ワ 出先機関（学校を除く。）の長の会議に関する事。
- カ 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関する事。
- ヨ 災害対策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関する事。
- タ 教育総務部各課の連絡調整に関する事。
- ニ 文書・法人係の分掌事務
- イ 規則案、告示案、訓令案その他の合議文書の審査及び法令の解釈に関する事。
- ロ 文書事務及び公印に係る事務の総括に関する事。
- ハ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）の施行に係る事務の指導、助言及び調整に関する事。
- ニ 聴聞の主宰に関する事。

ホ 教育に関する法人及び信託に関すること。

ヘ 教育委員会の所掌事務に係る統計法（平成十九年法律第五十三号）の規定に基づく基幹統計その他の調査統計（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ト 教育要覧、教育便覧及び教育調査報告書に関すること。

三 人事係の分掌事務

イ 行政組織及び権限配分に関すること。

ロ 事務局等職員等の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修その他人事に関すること。

ハ 事務局等職員等の給与及び報酬に関すること。

ニ 事務局等職員等であった者の退職手当に関すること。

ホ 庶務事務の電算処理システムの運用に係る事務の連絡及び調整に関すること。

ヘ 事務局等職員等が加入する職員団体及び労働組合に関すること。

ト 教育委員会の所掌事務に係る行政改革の推進に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。

チ 附属機関等における委員等の登用の適正化に係る事務の総括に関すること。

リ 次世代育成推進施策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。

ヌ 他の課の所掌しない事項に関すること。

四 教育政策推進室の分掌事務

イ 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。

ロ 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。

ハ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に関すること。

ニ 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。

ホ 教育委員会の所掌事務に係る情報化に関する施策の総合的企画及び調整に関すること。

ヘ 知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ト 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

チ 市町村教育委員会教育長及び委員の研修に関すること。

リ 教育改革推進本部に関すること。

ヌ 教育長が特に命じた事項に関すること。

（財務課各係及び班の分掌事務）

第五条 教育総務部財務課各係及び班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 予算係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 教育委員会の所掌事務に関する教育費の予算及び決算に関する事務の統括に関すること。

ハ 本庁各課に係る予算に関すること。

ニ 教育事務所及び教育委員会の所管に属する教育機関に係る財務会計事務の指導に関すること。

ホ 市町村教育委員会の地方財政措置に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

二 学校予算係の分掌事務

イ 県立学校の運営に係る予算に関すること。

ロ 事務局等職員等及び教職員の給与費等並びに義務教育費等国庫負担金に関すること。

ハ 公立高等学校授業料不徴収交付金及び公立高等学校等就学支援金交付金に関すること。

ニ 県立学校の授業料減免に関すること。

ホ 公立学校の奨学給付金に関すること。

三 給与係の分掌事務

イ 教職員の給与及び報酬に関すること。

ロ 教職員であった者の退職手当に関すること。

ハ 費用弁償及び旅費に関すること。

四 教育給与支給班の分掌事務

イ 給与等の支給に関すること。

ロ 児童手当に関すること。

ハ 人事給与事務の電算処理システムの維持管理に関すること。
 (教職員課各係及び班の分掌事務)

第六条 教育総務部教職員課各係及び班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 管理免許係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 教育職員の免許状に関すること。

ハ 免許法認定講習に関すること。

ニ 免許教科外教科の教授担任の許可に関すること。

ホ 退職者に対する感謝状の贈呈に関すること。

ヘ 優秀教職員表彰に関すること。

二 福利・職員係の分掌事務

イ 臨時的任用職員等に係る社会保険制度及び雇用保険制度に関すること。

ロ 教職員住宅その他職員の福利厚生に関すること。

ハ 職員の保健管理に関すること。

ニ 職員であつた者に係る恩給に関すること。

ホ 職員に係る公務災害補償に関すること。

ヘ 公立学校共済組合及び福岡県教職員互助会に関すること。

ト 福岡県教職員身体検査審議会に関すること。

チ 教育委員会の所掌事務に関する訴訟の総括及び人事委員会が行う書面審理又は口頭審理に関すること。

リ 教職員に係る一般的服務に関すること。

ヌ 教職員の加入する職員団体に関すること。

ル 教職員月報に関すること。

ヲ 教育関係職員の栄典に関すること。

三 市町村立学校係の分掌事務

イ 県費負担教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、人事評価その他人事に関する事務に関すること。

ロ 県費負担教職員の採用選考試験の企画及び採用候補者の決定に関すること。

ハ 県費負担教職員(教育職給料表適用者を除く。)の研修に関すること。

ニ 市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この号において同じ。)町村立学校(市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。)の学級編制の基準に関すること。

ホ 在外教育施設への教員派遣に関すること。

四 県立学校係の分掌事務

イ 県立学校教職員(教育職給料表適用者に限る。以下同じ。)の定数、任免、分限、懲戒、服務、人事評価その他人事に関する事務に関すること。

ロ 県立学校教職員の採用選考試験の企画及び採用候補者の決定に関すること。

ハ 県立学校の職員組織に関すること。

五 人事管理班の分掌事務

イ 教職員の任免、分限、懲戒、服務、人事評価その他人事に関すること。

ロ 教職員に係る管理職任用候補者選考試験に関すること。

ハ 市町村立学校及び県立学校における職員組織及び人事管理の指導助言に関すること。

(施設課各係の分掌事務)

第七条 教育総務部施設課各係の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 管理助成係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)及びへき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)の規定に基づく設備に関すること。

ハ 県立学校の初度調弁等設備に関すること。

ニ 市町村立学校の校舎その他の施設の整備計画の指導助言に関すること。

ホ 市町村立学校の校舎その他の施設の整備に関する国庫補助金に関すること。

ヘ 市町村立学校の災害復旧計画の指導助言に関すること。

ト 市町村立学校の災害復旧に関する国庫補助金に関すること。

チ 市町村立学校の施設の調査に関すること。

リ 学校施設に係る鉅害復旧計画の指導助言等に関すること。

二 財産・情報基盤係の分掌事務
イ 教育財産の総括に関すること。

ロ 県立学校に係る教育財産の取得、管理及び処分に関すること。

ハ 教育財産に係る財産台帳に関すること。

ニ 教育委員会の所管に属する公有財産の取得、管理及び処分の総括に関すること。

ホ 教育委員会の所掌事務に係る情報セキュリティに関すること。

ヘ 県立学校における教育情報ネットワーク、校務用パソコン、児童生徒実習環境その他の情報基盤の整備に関すること。

ト 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の施設の情報基盤の整備に関する指導助言に関すること。

チ 共用ネットワーク、共用パソコン、社会保障・税番号制度その他の情報化推進に関する知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

三 施設係の分掌事務

イ 県立学校の校舎その他の施設の調査及び整備計画に関すること。

ロ 県立学校の校舎その他の施設の整備に関すること。

ハ 県立学校の施設台帳に関すること。

ニ 教育委員会の所管する施設の整備に関する指導助言に関すること。

ホ 公立学校建物の耐力度調査及び耐震診断に関すること。

（文化財保護課各係の分掌事務）

第八条 教育総務部文化財保護課各係の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 管理係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 銃砲刀剣類の登録及び美術刀剣類の製作承認に関すること。

ハ 文化財の広報に関すること。

ニ 九州歴史資料館（分館を含む。）に関すること。

ホ 旧福岡県公会堂貴賓館に関すること。

二 企画・埋蔵文化財係の分掌事務

イ 文化財の保存及び活用に係る総合的施策の企画及びその指導助言に関すること。

ロ 埋蔵文化財の保護及びその指導助言に関すること。

ハ 文化財保護行政に係る情報の収集及び整理並びに関係機関との連絡調整に関すること。

ニ 文化財愛護思想の普及に関すること。

ホ 文化財関係者の研修に関すること。

ヘ 福岡県文化財保護審議会に関すること。

ト 文化財保護指導委員に関すること。

三 文化財保護係の分掌事務

イ 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群並びに文化財の保存技術の保存及び活用に関すること。

ロ 個別の文化財の保存及び活用に係る計画の指導助言に関すること。

ハ 福岡県指定文化財の管理に関すること。

ニ 文化財の防災に関すること。

（高校教育課各係及び班の分掌事務）

第九条 教育振興部高校教育課各係及び班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 管理係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 高等学校の定時制課程又は通信制課程の修学奨励金等に関すること。

ハ 福岡県教育センターに関すること。

ニ 福岡県教育文化奨学財団の実施する奨学事業に関すること。

ホ 学校安全団体に関すること。

ヘ 教育振興部内の権限配分及び各課の連絡調整に関すること。

二 学事企画係の分掌事務

イ 公立の高等学校及び中高一貫教育校の教育制度の企画又は指導助言に関すること。

ロ 公立の高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校並びに県立中学校の設

置廃止等に関すること。

ハ 県立の高等学校及び中高一貫教育校の受入計画、入学定員及び通学区域に関すること。

ニ 県立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の学科等の編成に関すること。

ホ 公立高等学校及び県立中高一貫教育校（以下この条において「公立高等学校等」という。）における生徒の入学、転学及び退学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言に関すること。

ヘ 公立高等学校の入学者選抜及び県立中高一貫教育校の入学者決定に関すること。

ト 高等学校及び県立中高一貫教育校の教科書の採択事務に関すること。

チ 県立の高等学校及び中高一貫教育校の学校行事の実施基準に関すること。

リ 公立高等学校等の周辺の環境等に関すること。

ヌ 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

ル 技能教育施設の指定等に関すること。

ヲ 福岡県立学校教育振興計画審議会に関すること。

三 指導班の分掌事務

イ 公立高等学校等における学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。

ロ 公立高等学校等における組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校安全等又はこれらの指導助言に関すること。

ハ 県立学校、市町村立高等学校及び市町村立特別支援学校高等部の教職員の研修（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ニ 公立高等学校等の教科書の採択に関すること。

ホ 公立高等学校等における教科書その他の教材の取扱いの指導助言に関すること。

ヘ 県立の高等学校及び中高一貫教育校の校外行事の届出及び承認（学校体育に係るものを除く。）に関すること。

ト 学校教育研究団体に関すること。

（義務教育課係、班及び室の分掌事務）

第十条 教育振興部義務教育課係、班及び室の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 学事企画係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）への就学援助に係る国庫補助金に関すること。

ハ 公立の幼稚園、小学校、中学校（県立中学校を除く。以下この条において同じ。）及び義務教育学校の教育制度の企画又は指導助言に関すること。

ニ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の設置廃止等に関すること。

ホ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における幼児児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言に関すること。

ヘ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教材費等に係る地方交付税等の財政措置の指導助言に関すること。

ト 教科書の無償給与に関すること。

チ 義務教育諸学校（県立中学校、県立中等教育学校及び特別支援学校を除く。）の教科書の採択事務に関すること。

リ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の周辺の環境等に関すること。

ヌ 中学校卒業程度認定試験に関すること。

ル 学校運営協議会制度の総括に関すること。

ヲ 福岡県教科用図書選定審議会に関すること。

二 指導班の分掌事務

イ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における学校教育の指導に関する総合的計画に関すること。

ロ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における組織編制、教育課程、学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関すること。

ハ 県費負担教職員の研修（他の課及び教育相談室の所掌に係るものを除く。）に関すること。

ニ 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の教科書の採択に関すること。

ホ 公立の小学校、中学校及び義務教育学校における教科書その他の教材の取扱い

の指導助言に関すること。

へ 教職員の海外派遣に関すること。

ト ふくおか教育論文に関すること。

チ ユニセフ活動に関すること。

リ 鍛ほめ福岡メソッドに係る教育活動の総括に関すること。

三 教育相談室の分掌事務

イ 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における生徒指導及び学校安全又はこれらの指導助言に関すること。

ロ 県費負担教職員の生徒指導に関する研修に関すること。

ハ 教育相談に関すること。

(特別支援教育課係及び班の分掌事務)

第十一条 教育振興部特別支援教育課係及び班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 学事企画係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校への就学奨励に係る国庫補助金等に関すること。

ハ 公立特別支援学校の特別支援教育設備に関すること。

ニ 公立特別支援学校の教育制度の企画又は指導助言に関すること。

ホ 公立特別支援学校の設置廃止等に関すること。

ヘ 県立特別支援学校の受入計画に関すること。

ト 県立特別支援学校の学科等の編成及び募集定員に関すること。

チ 公立特別支援学校における幼児児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務又はこれらの指導助言に関すること。

リ 公立特別支援学校における教材費等に係る地方交付税等の財政措置の指導助言に関すること。

ヌ 県立特別支援学校(小学部及び中学部を除く。)の入学者選抜に関すること。

ル 特別支援学校の教科書の採択事務に関すること。

ヲ 県立特別支援学校の学校行事の実施基準に関すること。

ワ 公立特別支援学校の周辺環境等に関すること。

カ 福岡県障がい児就学指導委員会に関すること。

二 指導班の分掌事務

イ 公立特別支援学校における学校教育並びに特別支援学級及び通級による指導における特別支援教育の指導に関する総合的計画に関すること。

ロ 公立特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校安全等又はこれらの指導助言に関すること。

ハ 教職員の特別支援教育に関する研修に関すること。

ニ 特別支援教育の推進に係る総合的企画及び実施に関すること。

ホ 公立特別支援学校の教科書の採択に関すること。

ヘ 公立特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教科書その他の教材の取扱い又はこれらの指導助言に関すること。

ト 県立特別支援学校の校外行事の届出及び承認(学校体育に係るものを除く。)に関すること。

(人権・同和教育課係及び各班の分掌事務)

第十二条 教育振興部人権・同和教育課係及び各班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 調整係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 人権教育に関する連絡調整に関すること。

ハ 人権教育に関する国の委嘱事業に関すること。

ニ 人権教育に関する助成に関すること。

ホ 福岡県地域改善対策奨学資金に関する事務に関すること。

ヘ 人権教育に係る機関及び団体機関に関すること。

二 指導班の分掌事務

イ 人権教育の推進に関する実施計画及び連絡調整に関すること。

ロ 人権教育を基盤とした児童生徒の学力と進路の保障に関すること。

ハ 人権教育研究推進校等に関すること。

ニ 「福岡県人権教育・啓発基本方針」に関すること。

三 啓発班の分掌事務

- イ 人権教育に関する指導助言に関する事。
- ロ 人権教育に関する啓発及び研修に関する事。
- ハ 人権教育に関する資料の作成に関する事。
- ニ 福岡県人権教育推進委員会に関する事。

第十三条 教育振興部体育スポーツ健康課各係及び各班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 管理係の分掌事務

- イ 庶務に関する事。
- ロ 体育施設の整備に関する事。
- ハ 福岡県体育研究所、福岡県立久留米スポーツセンター、福岡県立総合プール、福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県馬術競技場及び福岡県立総合射撃場に関する事。

二 保健給食係の分掌事務

- イ 幼児児童生徒の保健管理に関する事。
- ロ 公立学校の環境衛生、食品衛生及び薬事衛生に関する事。
- ハ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- ニ 学校保健及び学校給食に関する表彰に関する事。
- ホ 学校給食の普及奨励に関する事。
- ヘ 学校給食の管理運営の指導に関する事。
- ト 学校給食関係職員の研修に関する事。
- チ 学校給食の開設及び廃止の届出に関する事。
- リ 学校給食の施設整備に関する事。
- ヌ 福岡県学校給食審議会に関する事。
- ル 学校保健団体及び学校給食団体に関する事。
- ヲ 健康教育（学校安全に係るものを除く。）に関する指導助言及び研修に関する事（体育・健康教育班の所掌に係るものを除く。）。

三 体育・健康教育班の分掌事務

- イ 学校体育及び健康教育（学校安全に係るものを除く。以下この号において同じ。）の指導に関する総合的計画に関する事。
- ロ 学校体育及び健康教育に関する指導助言に関する事。
- ハ 学校体育に関する施設設備及び用具の整備の指導助言に関する事。
- ニ 教職員の学校体育及び健康教育に関する研修に関する事。
- ホ 県立学校の校外行事の届出及び承認（学校体育に係るものに限る。）に関する事。

ヘ 学校体育及び学校保健に関する表彰に関する事。

ト 学校体育団体に関する事。

四 スポーツ・競技力推進班の分掌事務

- イ スポーツに関する指導助言に関する事。
- ロ スポーツに関する指導者の養成及び研修に関する事。
- ハ スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関する事。
- ニ 競技者の育成強化に関する事。
- ホ 国民体育大会に関する事。
- ヘ スポーツに関する施設設備及び用具に関する事。
- ト スポーツ団体に関する事。

（社会教育課係及び各班の分掌事務）

第十四条 教育振興部社会教育課係及び各班の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 総務・文化係の分掌事務

- イ 庶務に関する事。
- ロ 子どもの文化芸術活動の推進に関する事。
- ハ ユネスコ活動の総括に関する事。
- ニ 文化団体に関する事。
- ホ 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築、福岡県立夜須高原野外活動センター及び福岡県

青少年科学館に関すること。
 へ 福岡県教育文化奨学財団に関すること。

二 地域学校協働推進班の分掌事務

イ 社会教育の振興に関する事業の推進に関すること。

ロ 地域学校協働活動の推進に関すること。

ハ 社会教育施設に関すること。

二 社会教育関係団体の助成に関すること。

三 社会教育班の分掌事務

イ 社会教育に関する総合的計画及びその推進に関すること。

ロ 社会教育に関する指導助言に関すること。

ハ 社会教育専門職員の養成及び社会教育関係者の研修に関すること。

ニ 社会教育委員に関すること。

ホ 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。

ヘ 社会教育に関する表彰に関すること。

第十五条 教育事務所総務課各係の分掌する事務は、次のとおりとする。

(教育事務所総務課各係の分掌事務)

一 管理係の分掌事務

イ 庶務に関すること。

ロ 施設設備の管理に関すること。

ハ 市町村教育委員会の組織及び運営の指導助言に関すること。

ニ 市町村教育委員会の財政運営に関する指導助言に関すること。

ホ 市町村教育委員会委員の異動に関する事務に関すること。

ヘ 市町村立学校の設置及び廃止の届出に関すること。

ト 市町村立学校における児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務(以下「学事事務等」という。)に関すること。

チ 市町村立学校の教科書の採択事務に関すること。

リ 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒に対する教科書の無償

給与に関すること。

ヌ 学校保健、学校給食、学校安全等に関する事務に関すること。

ル 県費負担教職員の公立学校共済組合の組合員の資格の得喪その他組合員に関すること。

ヲ 調査統計(他の室及び班の所掌に係るものを除く。)に関すること。

ワ 市町村立学校の施設及び設備の整備に関する国庫補助金に関すること。

カ 社会教育及びスポーツに関する補助金等に関すること。

ヨ 福岡県立ふれあいの家及び福岡県立青少年訓練所の財務会計に関すること。

二 教職員係の分掌事務

イ 県費負担教職員の定数、任免、服務その他人事に関する事務に関すること。

ロ 県費負担教職員(教育職給料表適用者を除く。)の研修に関すること。

ハ 県費負担教職員の給与、報酬、退職手当等に関すること。

ニ 県費負担教職員の旅費の配分及び支給に関すること。

ホ 市町村立学校の学級編制に関すること。

ヘ 市町村立学校の教職員の免許状に関すること。

ト 県費負担教職員の公務災害に関すること。

チ 臨時的任用職員等に係る社会保険に関すること。

第十六条 教育事務所教育指導室の分掌する事務は、次のとおりとする。

(教育事務所教育指導室の分掌事務)

一 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における組織編制、教育課程、学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関すること。

二 市町村立学校の教科書の採択又はその指導等に関すること。

三 市町村立学校の教科書その他の教材の取扱いの指導助言に関すること。

四 県費負担教職員の研修の実施に関すること(生徒指導に関するものを除く)。

五 学事事務等に関する指導助言に関すること。

六 市町村立学校の学校給食の指導助言及び学校給食関係職員の研修に関すること。

(教育事務所教育相談室の分掌事務)

第十七条 教育事務所教育相談室の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校における生徒指導又はこれらの指導助言に関すること。

二 県費負担教職員の生徒指導に関する研修の実施に関すること。

三 教育相談に関すること。
 (教育事務所社会教育室の分掌事務)

第十八条 教育事務所社会教育室の分掌する事務は、次のとおりとする。
 一 社会教育、スポーツ及び文化に関する事業の実施に関すること。
 二 視聴覚教育に関すること。
 三 社会教育、スポーツ及び文化に関する指導助言に関すること。
 四 社会教育及びスポーツに関する指導者の養成に関すること。
 五 社会教育及びスポーツに関する団体の育成に関すること。
 六 文化財の保存及び活用並びにこれらの指導助言に関すること。
 七 埋蔵文化財の調査及びその指導に関すること。

(教育事務所人権・同和教育室の分掌事務)

第十九条 教育事務所人権・同和教育室の分掌する事務は、次のとおりとする。
 一 人権教育に関する指導助言に関すること。
 二 人権教育に関する研修に関すること。
 三 人権教育に係る機関及び団体に関すること。
 (教育事務所人事管理班の分掌事務)

第二十条 教育事務所人事管理班の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他人事に関すること。
- 二 県費負担教職員に係る管理職任用候補者選考試験に関すること。
- 三 市町村立学校の職員組織及び人事管理の指導助言に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
 (福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部改正)
- 2 福岡県教育委員会統計事務調整規程(平成十一年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「福岡県教育庁総務部総務課長(以下「総務課長」という。)」を「福岡県教育庁教育総務部総務企画課長(以下「総務企画課長」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第四条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。
 第五条第二項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、同条第三項中「総務課」を「総務企画課」に、「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第六条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。
 様式第二号中「~~事務課長~~」を「~~事務課長~~」に、「~~水年~~」を「~~10年~~」「~~20年~~」「~~30年~~」に改め、「~~公印~~」を削る。

(福岡県教育庁文書管理規程の一部改正)

- 3 福岡県教育庁文書管理規程(平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「「行政経営企画課長」とあるのは「総務課長」と」を「「総務部行政経営企画課長」とあるのは「教育総務部総務企画課長」と、「行政経営企画課長」とあるのは「総務企画課長」と」に、「総務課長」を「総務課」を「総務企画課」に改める。

本則の表第二条第四号の項中「福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)第四条」を「福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)第五条」に改め、同表第二条第十号の項中「福岡県教育庁事務分掌規程(平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)」を「福岡県教育庁事務分掌規程(平成三十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)」に改め、同表第三十六条第一項の次に次のように加える。

<p>第三十 七条</p>	<p>前二条の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する文書は、ファクシミリ又は福岡県行政コミュニケーションシステムの電子メールにより送信することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公印の押印を省略した文書であること。 二 発信者名が所属長であること。 	<p>前二条の規定にかかわらず、公印の押印を省略した文書は、ファクシミリ又は福岡県行政コミュニケーションシステムの電子メールにより送信することができる。</p>
-------------------	--	--

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会教育長

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育次長」を「副教育長」に、「総務部総務課長」を「教育総務部総務企画課長」に改める。

第二条第五号中「平成十年福岡県教育委員会規則第三号」を「平成三十年福岡県教育委員会規則第一号」に、「第二項」を「第四号」に改める。

第二条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 指定都市 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。

第七条第一項の見出しを「（議案提出等に係る総務企画課長合議）」に改め、同項中「主務課長」を「主務課の課長」に、「文書」を「事案」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第八条第一項の見出しを「（統計調査に係る総務企画課長合議）」に改め、同項中「主務課長」を「主務課の課長」に、「人事に関する調査」を「人事に関する調査について」に改める。

第九条の表本庁課長が決裁すべき事務の項中「係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員」を「主務係がない場合にあつては、課長が指定する職員。以下この表中同じ。」に改め、同表本庁副課長が決裁すべき事務の項「（当該事務を担当する課長補佐がない場合は、課長が指定する職員）」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める者が、課長（教育事務所にあつては所長及び副所長）不在の場合の代決を行うものとする。ただし、当該各号に定める者が不在の場合は、この限りではない。

- 一 教育振興部高校教育課指導班の事務並びに同課指導主事の人事及び服務に関する事務 同課主幹指導主事
- 二 教育振興部義務教育課指導班及び教育相談室の事務並びに同課指導主事の人事

及び服務に関する事務 同課主幹指導主事

三 教育振興部特別支援教育課指導班の事務並びに同課指導主事の人事及び服務に関する事務 同課主幹指導主事

四 教育振興部社会教育課の事務のうち社会教育に係る専門的技術的事項に関するもの（課長が指定するものに限る。） 同課主幹社会教育主事

五 教育事務所の教育指導室、教育相談室及び社会教育室の事務並びに各室の指導主事及び社会教育主事の人事及び服務に関する事務 教育事務所主幹指導主事

第十四条中「別表十三」を「別表十二」に改める。

第十五条中「別表十四」を「別表十三」に改める。

別表一を次のように改める。

別表一（第十二条関係）本庁における共通の専決事項

事項名	決裁権者
一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」という。）の施行に関する事務	教育長
1 地教行法第二十五条第四項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させること。	教育長
2 地教行法第三十三条第一項の規定に基づき、予算を伴うこととなる規則の制定について知事に協議すること。	教育長
二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この項中「法」という。）第二十六条第二項の規定に基づく事務等の執行に関する事務	課長
1 法第五条の規定に基づき、補助金等の交付申請書の提出の時期を決定すること、及び補助金等の交付の申請を受理すること。	課長
2 県又は市町村が国から補助を受ける場合の事業計画書等を提出すること。	部長
3 補助金等の交付の内定を通知すること。	副教育長
4 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定に基づく補助事業等の経費の配分の変更、事業内容の変更及び中止又は廃止を承認すること。	副教育長
5 法第八条の規定に基づき、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件を通知すること。	課長
6 法第九条第一項の規定に基づき、補助金等の交付の申請の取下げを受理すること。	課長
7 法第十条の規定に基づき、補助金等の交付の決定の全部若しくはこれに附し	副教育長

22 労基法第六十五条第二項の規定に基づき、産後六週間を経過した女子である所属職員の請求により、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせること。

23 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十九条の規定に基づき、所属職員の部分休業に関し、これを承認し、若しくは承認を取り消し、又は子の死亡等の届出を受理すること。

五 職員等の旅行命令に関する事務

1 教育長及び副教育長相当職員に旅行命令を発し、又はこれを変更し、及び復命を受けること。

2 部長相当職員（出先機関の職員を除く。）に旅行命令を発し、又はこれを変更し、及び復命を受けること。

3 課長に旅行命令を発し、又はこれを変更し、及び復命を受けること。

4 出先機関の長の五日以上の県外旅行（県立学校長の修学旅行引率に係るものを除く。）を承認すること。

5 所属職員に旅行命令を発し、又はこれを変更し、及び復命を受けること。

6 講師、調査員、参考人、証人等の旅行を依頼すること。

7 県の職員以外の者に支給する旅費に係る職務の級を決定すること。

六 教育財産の管理に関する事務

この項中福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号）を「規則」という。

1 規則第十一条の規定により提出された所属換決定申請書を受け、所属換を決定すること。

2 規則第十二条の規定により提出された用途変更（廃止）申請書を受け、用途の変更又は廃止を決定すること（県立学校長に委任したものを除く。）。

3 教育財産の用途の廃止のうち、重要な用途の廃止を決定すること（教育委員会議決事項とされているものを除く。）。

4 規則第十四条の規定により提出された財産使用許可申請書を受け、使用を許可すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。

5 規則第十七条の規定により提出された財産使用目的変更許可申請書を受け、使用目的の変更又は現状の変更を許可すること。

6 規則第十九条の規定により提出された財産使用許可取消申請書を受け、使用許可を取り消すこと（出先機関の長に専決させるものを除く。）。

7 使用者からの申出により使用許可を取り消すこと（出先機関の長に専決させるものを除く。）。

8 規則第二十四条の規定に基づき、財産の事故報告書を受け受理すること。

七 叙位及び叙勲に関する事務

1 叙勲基準（昭和三十九年四月二十一日閣議決定）の規定による生存者の叙勲のうち、春秋叙勲の進達に関する事務を行うこと。

2 叙勲基準の規定による生存者の叙勲のうち、高齢者叙勲の進達に関する事務を行うこと。

3 位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）、文武官叙位進階内則（明治三十二年十二月二十一日閣議決定）及び叙勲基準の規定による死没者の叙位及び叙勲の進達に関する事務を行うこと。

八 福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく公文書の開示に関する事務

1 条例第二十二条第一項の規定に基づき、苦情の申出を処理すること（福岡県情報公開審査会に付議すべき苦情の申出の処理に限る。）。

2 条例第十一条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。

3 条例第十一条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。

4 条例第十二条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。

5 条例第十三条の規定に基づき、開示決定後の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。

6 条例第十四条第一項の規定に基づき、事案を移送すること。

7 条例第十五条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。

8 条例第十五条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。

9 条例第二十条の規定に基づき、同条各号に掲げる者に諮問をした旨を通知すること。

10 条例第二十二条第一項の規定に基づき、苦情の申出を処理すること（福岡県情報公開審査会に付議すべき苦情の処理を除く。）。

11 福岡県教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和六十一年福岡県教育委員会規則第六号）の規定に基づき、公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずること。

九 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく個人情報保護に関する事務

教育長

課長

課長

副教育長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

副教育長

1 条例第十七条第一項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。	課長
2 条例第十七条第二項の規定に基づき、個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。	課長
3 条例第十八条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。	課長
4 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。	課長
5 条例第二十条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。	課長
6 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る個人情報内容その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。	課長
7 条例第二十一条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。	課長
8 条例第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報及び開示の方法を定めること。	課長
9 条例第二十九条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報訂正する旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。	課長
10 条例第二十九条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報訂正しない旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。	課長
11 条例第三十条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。	課長
12 条例第三十一条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。	課長
13 条例第三十二条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。	課長
14 条例第三十三条の規定に基づき、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合にその旨を提供先に通知すること。	課長
15 条例第三十七条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。	課長
16 条例第三十七条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。	課長
17 条例第三十八条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。	課長
18 条例第三十九条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。	課長
19 条例第四十一条の規定に基づき、同条各号に掲げる者に諮問をした旨を通知すること。	課長
20 福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県教育委員会規則第十二号）の規定に基づき、個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴又は聴取の中止を命ずること。	課長
十 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項中「法律」という。）の施行に関する事務 この項中個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日制令第五百七号）を「施行令」という。	
1 法律十二条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者等への支援を行うこと。	課長
2 法律十三条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情についてあつせん等を行うこと。	課長
3 施行令第十一条第一項及び法第三十二条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を徴すること。	課長
4 施行令第十一条第一項及び法第三十三条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、必要な助言をすること。	課長
5 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第一項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。	課長
6 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第二項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。	課長
7 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第三項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。	課長
8 施行令第十一条第一項に基づき、法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務を行った場合、施行令第十一条第四項に基づき、その結果を主務大臣に報告すること。	課長
9 施行令第十一条第二項及び法第三十七条に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする業務を行うおとする法人に対し、認定し、公示すること。	課長
10 施行令第十一条第二項及び法第四十条に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止について公示すること。	課長
11 施行令第十一条第二項及び法第四十六条に基づき、認定個人情報保護団体に對し、認定業務に関し、報告を徴すること。	課長
12 施行令第十一条第二項及び法第四十七条に基づき、認定個人情報保護団体に對し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。	課長
13 施行令第十一条第二項及び法第四十八条に基づき、認定個人情報保護団体の	課長

12	その他の事務	
1	教育委員会会議に付議する議案を決定すること。	教育長
2	福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）第四条第二項の規定に基づき、教育長において臨時代理した事項について教育委員会に報告し、承認を求めること。	教育長
3	教育委員会訓令及び教育長訓令の制定又は改廃を行うこと。	教育長
4	教育委員会において決定された教育行政の基本方針に基づき、実施計画を決定すること。	教育長
5	告示、公告その他の公示を行うこと。	副教育長
6	軽易又は定例的な事項の告示、公告その他の公示を行うこと。	課長
7	陳情及び請願に関すること。	副教育長
8	重要な表彰を行うこと。	教育長
9	その他の表彰を行うこと。	部長
10	その他の表彰を行うこと（定型化しているもの又は裁量の余地の少ないものに限る。）。	課長
11	教育長名で行われる祝辞又はあいさつ等のうち重要なものの文章を決定すること。	教育長
12	教育長名で行われる祝辞又はあいさつの文章を決定すること。	課長
13	重要な刊行物を発行すること。	副教育長
14	手引書その他の刊行物を発行すること。	課長
15	重要な事業及び会議等の実施要項を決定すること。	教育長
16	事業及び会議等の実施要項を決定すること。	部長
17	事業及び会議等の実施に関する事務を処理すること。	課長
18	重要な許可、認可、承認、取消等の行政処分を行うこと。	教育長
19	許可、認可、承認、取消等の行政処分を行うこと。	課長
20	重要な展覧会、講演会、研究会、競技会等の実施要項を決定すること。	副教育長
21	展覧会、講演会、研究会、競技会等の実施要項を決定すること。	部長
22	展覧会、講演会、研究会、競技会等の実施に関する事務を処理すること。	課長
23	重要な意見を付した進達を行うこと。	副教育長
24	進達及び伝達を行うこと。	課長
25	特に重要な行政上の指導、助言、援助、勧告等を行うこと。	教育長
26	重要な行政上の指導、助言、援助、勧告等を行うこと。	部長

27	軽易な行政上の指導、助言、援助、勧告等を行うこと。	課長
28	特に重要な諮問、協議、申請、催告等を行うこと。	教育長
29	重要な諮問、協議、申請、催告等を行うこと。	部長
30	軽易な協議、申請、催告等を行うこと。	課長
31	展覧会、講演会、研究会、競技会等の共催及び後援を承諾すること。	部長
32	軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の共催及び後援を承諾すること。	課長
33	許可証、免許証、登録証等の交付、再交付、書換え等を行うこと。	課長
34	軽易な打合せ会、説明会等を開催すること。	課長
35	台帳及び原簿等の謄本又は抄本の交付及び閲覧を許可すること。	課長
36	特に重要な通達、通知、届出、照会、回答、依頼、報告、証明等を行うこと。	教育長
37	重要な通達、通知、届出、照会、回答、依頼、報告、証明等を行うこと。	部長
38	軽易な通知、届出、照会、回答、依頼、報告、送付、証明等を行うこと。	課長
39	軽易な通知、届出、照会、回答、依頼、報告、送付等を受けること。	課長
40	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第四条の規定に基づき、教育委員会が行う事務を処理すること。	課長
41	統計調査を実施すること。	課長
42	慶弔電報等を発すること。	課長

別表二を次のように改める。

別表二（第十四条関係）教育総務部総務企画課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 教育委員会会議に関する事務	
1 教育委員会会議の招集通知に関すること。	教育長
2 教育委員会に対する陳情の申入れを受け付けること。	副教育長
3 教育委員会会議録を編集すること。	副教育長
二 行政組織に関する事務	
この項中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）を「自治法」という。	
1 自治法第八十条の二の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部の委任を受け、又は補助執行することについて知事からの協議を受けること。	教育長
2 自治法第八十条の四第二項の規定に基づき、教育庁の組織、職員の数及び職員の身分取扱に関する規則その他の規定の制定若しくは変更について、あ	教育長

三 職員の内任等に関する事務
この項中地方自治法を「自治法」、福岡県の職員の内任に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）を「任用規則」という。

1 課長補佐相当職員及び係長相当職員の職に係る者の採用、昇任、降任、転任、派遣及び退職（以下この項中「内任等」という。）を発令すること（採用又は昇任については人事委員会の承認を得ることを含む。）。

2 役付職員以外の職に係る者の内任等を発令すること（採用又は昇任については人事委員会の承認を得ることを含む。）。

3 単純労務職員の内任等を発令すること（採用又は昇任については人事委員会の承認を得ることを含む。）。

4 任用規則第三十四条の規定により、職員を採用し、又は昇任させようとする場合において、人事委員会に対し任用候補者の提示を請求すること。

5 任用規則第三十一条の規定により、人事委員会から提示を受けた任用候補者のうちから職員を選挙した場合において、その結果を人事委員会に通知すること。

6 任用規則第三十四条及び第三十五条の規定に基づき、臨時職員の採用又は任用期間更新について人事委員会の承認を得ること。

7 任用規則第二十四条第二項の規定に基づき、任用候補者からの任用辞退の申出等を人事委員会に通知すること。

8 自治法第百八十条の三の規定に基づく職員の兼務等について協議を行うこと。

9 自治法第二百五十二条の十七第一項の規定により、職員の派遣を求め、又は職員を派遣すること。

10 自治法第二百五十二条の十七第二項の規定により、職員の派遣について知事に協議すること。

四 職員の分限、懲戒及び育児休業等に関する事務

この項中地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）を「地公法」、労働基準法を「労基法」、福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）を「分限条例」、福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）を「公立学校分限条例」、福岡県の職員の分限に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号）を「分限規則」、職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和二十七年福岡県人事委員会規則第二号）を「懲戒規則」、福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福岡県条例第六十七号）を「自己啓発等休業条例」、福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福岡県条例第二十四号）を「配偶者同行休業条例」という。

1 地公法第二十八条第一項の規定に基づき、課長補佐相当職員以下の職にある

教育長

者（以下この項中「課長補佐等」という。）を、その意に反して降任すること（次号に掲げるものを除く。）。

2 地公法第二十八条第一項の規定に基づき、役付職員以外の職員をその意に反して降任すること。

3 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、同項第一号の規定に該当する課長補佐等をその意に反して休職すること。

4 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、同項第二号の規定に該当する課長補佐等を、その意に反して休職すること。

5 地公法第四十九条第一項及び第三項の規定に基づき、職員に対し、処分説明書を交付すること。

6 分限条例第七条第二項及び分限規則第六条第一項の規定に基づき、職員を免職又は休職する場合において医師二人を指定してあらかじめ診断を行わせ、及び診断書の作成を行わせること。

7 分限条例第七条の規定に基づき、職員を降任又は免職する場合において、事前に警告を発すること。

8 分限条例第十条及び公立学校分限条例第八条第三項の規定に基づき、課長補佐等に対して復職を命ずること。

9 労基法第二十条第一項の規定に基づき、解雇することとされた職員に対して解雇の予告をすること。

10 労基法第二十条第三項において準用する労基法第十九条第二項の規定により、人事委員会に対して解雇予告除外認定申請をすること。

11 分限規則及び懲戒規則の規定により、人事委員会に対し、分限処分又は懲戒処分を行ったことを通知すること。

12 育児休業法第二条、第三条、第五条、第十条、第十一条、第十二条又は第十九条の規定に基づき、部長相当職員、課長又は出先機関の長の育児休業、育児短時間勤務又は部分休業に関し、これを承認し、若しくは承認を取り消し、又は子の死亡等の届出を受理すること。

13 育児休業法第二条、第三条、第五条、第十条、第十一条又は第十二条の規定に基づき、職員（副教育長相当職員及び前号に掲げるものを除く。）の育児休業又は育児短時間勤務に関し、これを承認し、若しくは承認を取り消し、又は子の死亡等の届出を受理すること。

14 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、部長相当職員、課長又は出先機関の長の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

15 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、職員（副教育長相当職員及び前号に掲げるものを除く。）の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

課長

副教育長

<p>16 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、部長相当職員、課長又は出先機関の長の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。</p> <p>17 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、職員（副教育長相当職員及び前号に掲げるものを除く。）の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。</p>	<p>副教育長 課長</p>
<p>18 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、部長相当職員、課長又は出先機関の長の配偶者同行休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。</p>	<p>副教育長</p>
<p>19 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、職員（副教育長相当職員及び前号に掲げるものを除く。）の配偶者同行休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。</p>	<p>課長</p>
<p>20 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休業条例第六条第二項の規定に基づき、部長相当職員、課長又は出先機関の長の配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長を含む。）を承認すること。</p>	<p>副教育長</p>
<p>21 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休業条例第六条第二項の規定に基づき、職員（副教育長相当職員及び前号に掲げるものを除く。）の配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長を含む。）を承認すること。</p>	<p>課長</p>
<p>五 職員の服務等に関する事務</p>	
<p>この項中地方自治法を「自治法」、地方公務員法を「地公法」、職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第二十一号）を「義務免規則」、福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程（昭和二十七年八月福岡県教育委員会訓令第十号）を「療養休暇規程」という。</p>	
<p>1 自治法第百条第四項の規定に基づき、職員が職務上の秘密に属する事項について議会から記録の提出を請求された場合においてこれに承認を与えること。</p>	<p>副教育長</p>
<p>2 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表することを許可すること。</p>	<p>副教育長</p>
<p>3 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、職員の営利企業への従事等について許可すること（課長又は出先機関の長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>副教育長</p>
<p>4 地公法第五十五条の二の規定により、もっぱら職員団体の業務に従事することを許可し、又はその許可を取り消すこと。</p>	<p>教育長</p>
<p>5 教育長及び副教育長相当職員の兼職（地公法第三十八条第一項に規定するものを除く。）を承認すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>6 出先機関の長（県立学校長を除く。）の兼職（地公法第三十八条第一項に規定するものを除く。）を承認すること。</p>	<p>副教育長</p>
<p>7 教育長及び副教育長相当職員の職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>8 義務免規則第二条第十三号の規定に基づき、職務に専念する義務の免除につ</p>	<p>教育長</p>

<p>いて包括的に人事委員会の承認を求めること。</p> <p>9 義務免規則第二条第十三号の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について人事委員会の承認を求めること（前号に掲げるものを除く。）。</p> <p>10 教育長及び副教育長相当職員の週休日の振替え若しくは四時間の勤務時間の割振り変更又は休日の代休日の指定を行うこと。</p>	<p>課長 教育長</p>
<p>11 教育長及び副教育長相当職員の休暇を別に定めるところにより処理すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>12 労働安全衛生法第六十八条の規定に基づき、感染性の疾病、精神病又は労働のために病勢が悪化するおそれのある疾病にかかった職員のうち、教育長、副教育長相当職員、部長相当職員（出先機関の職員を除く。）及び課長相当職員（出先機関の職員を除く。）について就業を禁止し、又は出務を承認すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>13 療養休暇規程第六条の規定に基づき、休暇中の職員の病症等について重要な変動があった場合の報告を受理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>14 療養休暇規程第八条の規定に基づき、結核療養休暇を命じ、又は出務を命ずること。</p>	<p>課長</p>
<p>15 所属長からの部分休業の承認報告を受理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>六 職員の研修に関する事務</p>	
<p>1 自治大学校の入学生を知事に推薦すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>2 重要な研修を企画すること。</p>	<p>部長</p>
<p>3 研修を企画すること。</p>	<p>課長</p>
<p>4 研修（福岡県職員研修所において実施されるものを含む。）の実施に関する事務を処理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>5 福岡県教育委員会事務局等職員海外派遣研修の候補者を決定すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>七 職員の定数に関する事務</p> <p>1 福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）第四条の規定に基づき、教育庁における定数の配分を決定すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>八 文書、公印に関する事務</p>	
<p>この項中福岡県教育庁文書管理規程（平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）を「文書規程」、福岡県教育委員会公印管守規程（昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第二号）を「公印規程」という。</p> <p>1 文書規程において準用される福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）第七十一条の規定に基づき、文書の取扱について、特別の定めをすることを承認すること。</p>	<p>課長</p>
<p>2 公印規程第七条第一項の規定に基づき、公印の新調、改刻又は廃棄を承認す</p>	<p>課長</p>

<p>ること。</p>	<p>3 公印規程第七条第二項の規定に基づき、公印の登録を行うこと。</p>	<p>課長</p>	
<p>4 公印規程第九条第一項の規定に基づき、特に必要と認められる印を公印とすることを承認すること。</p>	<p>部長</p>	<p>課長</p>	
<p>5 公印規程第十条の規定により、公印の事故報告を受けること。</p>	<p>課長</p>	<p>課長</p>	
<p>九 福岡県職員表彰条例（昭和二十六年福岡県条例第七十五号）及び福岡県教育委員会表彰規則（昭和四十四年福岡県教育委員会規則第十号）の施行に関する事務</p>	<p>1 被表彰者（教育文化表彰にあつては、候補者）を決定すること。</p>	<p>教育長</p>	
<p>2 表彰の実施計画を定めること。</p>	<p>2 表彰の実施計画を定めること。</p>	<p>部長</p>	
<p>3 表彰式の実施に関する事務</p>	<p>3 表彰式の実施に関する事務</p>	<p>課長</p>	
<p>十 職員の給料等に関する事務</p>	<p>この項中福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）を「県職員給与条例」、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十一号）を「学校職員給与条例」、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）を「単労給与条例」、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十一年福岡県規則第六十七号）を「単労給与基準規則」、福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十一年福岡県人事委員会規則第九号）を「初任給等規則」という。</p>	<p>1 県職員給与条例第七条及び学校職員給与条例第八条の規定に基づき、職員の昇給又は昇格を行うこと。</p>	<p>課長</p>
<p>2 前号の昇給又は昇格を発令すること（発令に必要とされる人事委員会の承認を求めることを含む。）。</p>	<p>2 前号の昇給又は昇格を発令すること（発令に必要とされる人事委員会の承認を求めることを含む。）。</p>	<p>課長</p>	
<p>3 県職員給与条例第七条及び学校職員給与条例第八条の規定に基づき、行政職給料表の適用を受ける職員（期限付任用職員及び臨時職員を除く。）について級、号給を決定し、又は昇格させること（人事委員会の承認を求めることを含む。）。</p>	<p>3 県職員給与条例第七条及び学校職員給与条例第八条の規定に基づき、行政職給料表の適用を受ける職員（期限付任用職員及び臨時職員を除く。）について級、号給を決定し、又は昇格させること（人事委員会の承認を求めることを含む。）。</p>	<p>課長</p>	
<p>4 県職員給与条例第十条の規定に基づき、給料の調整額を受けることとなった職員について、調整額支給決定の発令通知を行うこと。</p>	<p>4 県職員給与条例第十条の規定に基づき、給料の調整額を受けることとなった職員について、調整額支給決定の発令通知を行うこと。</p>	<p>課長</p>	
<p>5 県職員給与条例第二十三条第二項から第五項まで及び学校職員給与条例第二十二條第二項から第五項までの規定に基づき、休職者に対する給与の支給額を決定すること。</p>	<p>5 県職員給与条例第二十三条第二項から第五項まで及び学校職員給与条例第二十二條第二項から第五項までの規定に基づき、休職者に対する給与の支給額を決定すること。</p>	<p>課長</p>	
<p>6 初任給等規則第十七条の規定に基づき、新たに職員を特殊の技術、経験を必要とする職に採用しようとする場合に、その号給の決定についての特例について基準を定め、人事委員会の承認を求めること。</p>	<p>6 初任給等規則第十七条の規定に基づき、新たに職員を特殊の技術、経験を必要とする職に採用しようとする場合に、その号給の決定についての特例について基準を定め、人事委員会の承認を求めること。</p>	<p>課長</p>	
<p>7 初任給等規則第二十八条第一項第二号の規定に基づき、初任給基準、級別資格基準表又は給料表の適用を異にして異動した職員の異動後の号給を決定する</p>	<p>7 初任給等規則第二十八条第一項第二号の規定に基づき、初任給基準、級別資格基準表又は給料表の適用を異にして異動した職員の異動後の号給を決定する</p>	<p>課長</p>	

<p>場合の基準を定め、人事委員会の承認を求めること。</p>	<p>8 初任給等規則第三十条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、昇給させる号給数を決定し、又は特別の場合の昇給を行うこと（人事委員会の承認を求めることを含む。）。</p>	<p>課長</p>	
<p>9 初任給等規則第三十六条の規定に基づき、復職時における号給を調整し、決定すること。</p>	<p>9 初任給等規則第三十六条の規定に基づき、復職時における号給を調整し、決定すること。</p>	<p>課長</p>	
<p>10 初任給等規則第三十八条の規定に基づき、人事委員会の承認を得て給料の訂正を行うこと。</p>	<p>10 初任給等規則第三十八条の規定に基づき、人事委員会の承認を得て給料の訂正を行うこと。</p>	<p>課長</p>	
<p>11 初任給等規則第三十八条の二の規定に基づき、人事委員会の求めにより職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告すること。</p>	<p>11 初任給等規則第三十八条の二の規定に基づき、人事委員会の求めにより職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告すること。</p>	<p>課長</p>	
<p>12 単労給与条例第七条の規定に基づき、単労給与条例の適用を受ける職員（以下この項中「単労職員」という。）について、級、号給を決定し、又は昇格させること。</p>	<p>12 単労給与条例第七条の規定に基づき、単労給与条例の適用を受ける職員（以下この項中「単労職員」という。）について、級、号給を決定し、又は昇格させること。</p>	<p>課長</p>	
<p>13 単労給与基準規則第三条の規定に基づき、単労職員の初任給の級、号給を決定すること。</p>	<p>13 単労給与基準規則第三条の規定に基づき、単労職員の初任給の級、号給を決定すること。</p>	<p>課長</p>	
<p>14 県職員給与条例第二十五条及び学校職員給与条例第二十四条の規定に基づき、臨時的任用職員等の給与を決定すること。</p>	<p>14 県職員給与条例第二十五条及び学校職員給与条例第二十四条の規定に基づき、臨時的任用職員等の給与を決定すること。</p>	<p>課長</p>	
<p>15 特別の場合の昇給等の実施要項を定めること。</p>	<p>15 特別の場合の昇給等の実施要項を定めること。</p>	<p>副教育長</p>	
<p>16 給与関係の条例又は規則の制定及び改正に伴う運用について通知すること。</p>	<p>16 給与関係の条例又は規則の制定及び改正に伴う運用について通知すること。</p>	<p>副教育長</p>	
<p>十一 職員の諸手当等に関する事務</p>	<p>この項中福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十一年福岡県人事委員会規則第十三号）を「給与規則」、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）を「退職手当条例」、福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）を「退職手当規則」という。</p>	<p>1 給与規則第十条の規定に基づき、職員の扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>課長</p>
<p>2 給与規則第十一条の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる用件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>2 給与規則第十一条の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる用件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>課長</p>	
<p>3 給与規則第十二条の六の規定に基づき、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>3 給与規則第十二条の六の規定に基づき、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>課長</p>	
<p>4 給与規則第十二条の十の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける用件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>4 給与規則第十二条の十の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける用件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>課長</p>	
<p>5 給与規則第十二条の十五の規定に基づき、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>5 給与規則第十二条の十五の規定に基づき、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。</p>	<p>課長</p>	

6	給与規則第十二条の十六の規定に基づき、職員のうち交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を認定すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。	課長
7	給与規則第十二条の二十七の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。	課長
8	給与規則第十二条の三十四の規定に基づき、支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。	課長
9	給与規則第十二条の三十七の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。	課長
10	給与規則第二十八条の規定に基づき、職員の勤勉手当の成績率を定めること。	課長
11	退職手当条例第二条第二項の規定に基づき、職員に係る退職手当支給の認定及び発令を行うこと（教育委員会議決事項とされているもの及び第十四号に規定するものを除く。）。	課長
12	退職手当条例第六条の規定に基づき、職員について、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものと認定すること。	課長
13	退職手当条例第十三条第二号又は第三項の規定に基づき、職員に係る一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うこと。	副教育長
14	退職手当規則第九条の規定に基づき、職員に係る失業者の退職手当受給資格証の交付、送付、受理及び返付並びに失業者の退職手当支給台帳の作成及び保管を行うこと。	課長
15	初任給調整手当の支給を所属長に通知すること。	課長
16	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定に基づき、職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。	課長
十二	職員の勤務時間等に関する事務 この項中福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例を「条例」、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）を「規則」、福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県教育委員会訓令第三号）を「規程」という。	
1	条例第二条第五項の規定により、一週間の勤務時間について別段の定めをしようとする場合に、人事委員会の承認を求めること。	部長
2	条例第四条第二項ただし書の規定により、週休日及び勤務時間の割振りについて別段の定めをしようとする場合に、人事委員会に協議すること。	部長
3	条例第八条第一項及び第三項の規定により、船員の勤務時間及び休憩時間に	部長

4	条例第十一条第三項の規定により、休日の代休日の指定について別段の定めをしようとする場合に、人事委員会の承認を求めること。	部長
5	条例第二十条の規定により、臨時職員の勤務時間、休暇等について定める場合に、人事委員会に協議すること。	部長
6	規則第二十七条の規定により、週休日等について別段の定めをしようとする場合に、人事委員会の承認を求めること。	部長
7	規則第二十八条の規定により、勤務時間、休日及び休暇に関する状況について、人事委員会に報告すること。	課長
8	規程第五条及び第六条の規定により、出先機関の長等が勤務時間の割振り又は変更を行った場合の届出を受理すること。	課長
9	規程第九条の規定により、休暇の請求等の手続を定めること。	部長
十三	職員の人事評価に関する事務 1 地方公務員法第二十三条の二第一項の規定に基づき、職員の人事評価を実施すること。 14 職員団体等に関する事務 1 地方公務員法第五十五条第九項の規定に基づき、職員団体と協定を結ぶこと 2 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十四条の規定に基づき、職員組合と労働協約を結ぶこと。	副教育長 教育長
十五	公益信託に関する事務 この項中公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）を「法」、福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年福岡県教育委員会規則第十号）を「規則」という。 1 法第二条第一項の規定に基づき、公益信託の引受けを許可すること。 2 法第五条第一項の規定に基づき、信託の変更を行うこと。 3 法第七条の規定に基づき、受託者の辞任を許可すること。 4 法第六条の規定に基づき、信託の変更、併合又は分割を許可すること。 5 信託法（平成十八年法律第八号）第四十六条第一項及び法第八条の規定に基づき、検査役を選任すること。 6 信託法第二百三十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人を選任すること。 7 信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人の辞任を許可すること。 8 信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第	課長 課長 課長 部長 部長 部長 課長 課長 課長

八条の規定に基づき、信託管理人を解任すること。	
9 信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定に基づき、受託者を解任すること。	課長
10 信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定に基づき、新たな受託者を選任すること。	課長
11 法第九条の規定に基づき、公益信託を継続させること。	課長
12 所得税法第七十八条第三項、法人税法第三十七条第六項及び租税特別措置法第七十条第三項に規定する特定公益信託であることの証明並びに当該公益信託の目的に関し、それぞれ所得税法施行令第二百七条の二第三項、法人税法施行令第七十七条の四第三項及び租税特別措置法施行令第四十条の四第三項の要件に該当することについての認定を行うこと。	課長
13 規則第六条又は第七条の規定に基づき、事業計画、収支予算書等に関する書類又は事業実績、収支決算書等に関する書類を受理すること。	課長
14 規則第二十条又は第二十四条の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人による管理を命ずること。	課長
15 規則第二十一条の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人による保存行為等の範囲を超える行為を許可すること。	課長
16 規則第二十二条の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任を許可すること。	課長
17 規則第二十三条の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人を解任すること。	課長
18 規則第三十二条第一項の規定に基づき、受託者に対し報告を求め、資料を提出させ、又は業務の処理について実地に検査すること。	課長
19 規則第三十二条第二項の規定に基づき、財産の供託その他の必要な処分を命ずること。	課長
20 規則第三十二条第三項の規定に基づき、事業計画及び収支予算の変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずること。	課長
21 規則第二十九条の規定に基づき、信託の終了を許可すること。	課長
22 規則第三十四条の規定に基づき、信託終了に伴う残余財産の処分を許可すること。	課長
23 信託財産の公示、事業報告の公告、信託財産の変更、新たな受託者の事務引継ぎ、信託の終了及び清算終了の報告を受理すること。	課長
24 委託者、受託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員の異動の届出を受理すること。	課長
十六 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下この項中「法」という。）の規定に基づく統計調査に関する事務	

1 法第二十四条第一項の規定に基づき、統計調査を行う場合において、調査の名称及び目的、調査対象の範囲等の事項を総務大臣に届け出ること（届出事項の変更を届け出ることを含む。）。	課長
2 法第五十五条の規定に基づき、総務大臣の求めにより法の施行状況を報告すること。	課長
3 法第五十六条の規定に基づき、総務大臣の求めにより資料の提出及び説明を行うこと。	課長
十七 福岡県統計調査条例（平成二十年福岡県条例第三十五号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく統計調査に関する事務	
1 条例第二条第二項及び第三項の規定に基づき、県基幹統計調査に関する事項を告示すること。	副教育長
2 条例第三条第一項の規定に基づき、県基幹統計調査の実施に当たり、個人又は法人その他の団体に対して報告を求めること。	課長
3 条例第四条第一項の規定に基づき、県基幹統計調査の実施に当たり、統計調査員の任免又は委嘱に関する事務を行うこと。	課長
4 条例第五条第二項の規定に基づき、県基幹統計調査の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書を発行すること。	課長
5 条例第七条第一項ただし書及び第二項の規定に基づき、県統計調査の結果の非公表を決定し、その旨及び理由を告示すること。	副教育長
十八 教育統計調査規則（平成十一年福岡県教育委員会規則第六号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務	
1 規則第二条の規定に基づく統計調査の実施について、調査事項を決定し、報告を求めること。	副教育長
2 規則第二条の規定に基づく統計調査の実施について、調査票の様式、提出の系統及び提出の期日を定めること。	課長
3 規則第六条の規定に基づき、調査報告結果の非公表を決定すること。	副教育長
十九 人事統計報告に関する事務	
1 福岡県人事統計報告に関する規則（昭和二十七年福岡県人事委員会規則第七号。第二条及び同規則第四条の規定により、人事統計又は人事統計に関し必要な資料を人事委員会に提出すること。	課長
二十 「教育要覧」、「教育便覧」及び「教育調査報告書」（以下この項中「教育要覧等」という。）に関する事務	
1 教育要覧等の編集方針を決定すること。	副教育長
2 教育要覧等の発行に関する事務を処理すること。	課長
二十一 教育広報に関する事務	

1 「教育福岡」の編集計画を決定すること。	副教育長
2 「教育福岡」の原稿執筆を依頼すること。	課長
3 報道機関等に対し広報資料の提供を行うこと。	課長
二十二 県議会に関する事務	
1 県議会（常任委員会及び特別委員会を含む。以下この項中同じ。）の開催日程及び案件の通知を受けること。	教育長
2 県議会の開催日程及び案件の内容を各課長に通知すること。	課長
3 県議会において採択された請願書の処理経過及び処理結果について、関係課長に回答を求めること。	課長
4 県議会において採択された請願書の処理経過及び処理結果について、県議会議長に回答すること。	教育長
5 答弁資料の作成を各課長に通知すること。	課長
6 知事答弁資料を総務部長に提出すること。	教育長
7 県議会から提出要求のあった資料等を取りまとめ県議会議長に提出すること。	教育長
二十三 出先機関（県立学校を除く。）の長会議を開催すること。	副教育長
1 出先機関（県立学校を除く。）の長会議を開催すること。	副教育長
2 教育事務所長会議を開催すること。	課長
3 教育事務所総務課長会議を開催すること。	課長
二十四 市町村教育委員会に関する事務	
1 市町村教育委員会の職員等を対象とする重要な研修会、説明会等を企画すること。	部長
2 市町村教育委員会の職員等を対象とする研修会、説明会等を企画すること。	課長
3 前二号の研修会、説明会等の実施に関する事務を処理すること。	課長
二十五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この項中「法」という。）の規定に基づく教育組合に関する事務	
この項中地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）を「施行令」という。	
1 法第六十条第四項及び第五項の規定に基づき、教育組合の設置について県議会又は知事に意見を述べること。	教育長
2 施行令第十一条及び第十二条の規定に基づき、教育組合の規約の変更等について知事又は県議会議長に意見を述べること。	教育長
3 施行令第十三条の規定に基づき、教育組合の解散の届出を受理すること。	副教育長
二十六 教育行政の総合的企画に関する事務	
1 長期計画の原案を決定すること。	教育長

2 長期計画の実施計画の原案を決定すること。	教育長
二十七 長期計画の進行管理に関する事務	
1 長期計画の実施に関する報告を求めること。	課長
2 長期計画の実施に関し、必要な指示を行うこと。	部長
3 長期計画の実施に関し、是正を命ずること。	副教育長
二十八 その他の事務	
1 履歴書記載事項の訂正又は補正をすること。	課長
2 国際交流に関する事務を処理すること。	課長

別表三を次のように改める。

別表三（第十四条関係）教育総務部財務課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 福岡県立学校授業料等減免規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務（規則第二条第一号に係るもの）	課長
1 規則第三条第一項の規定に基づき、授業料等の減額又は免除を許可すること。	課長
2 規則第四条の規定に基づき、授業料等の減額又は免除の期間の延長を許可すること。	課長
3 規則第五条の規定に基づき、授業料等の減額又は免除の許可を取り消すこと。	課長
二 監査委員による監査に関する事務	
1 監査委員の定期監査の実施通知を課長、教育事務所長又は県立学校校長等に通知すること。	課長
2 監査委員の事情聴取事項を各課長に通知し、その回答を取りまとめ、監査委員に提出すること。	課長
3 監査委員の監査結果の通知を受けること。	副教育長
4 監査委員の監査結果を課長、教育事務所長又は県立学校校長その他の教育機関の長に通知し、その措置結果の報告を受けること。	課長
5 監査委員の監査結果に対する措置状況を監査委員に回答すること。	副教育長
三 公立高等学校等就学支援金（以下この項中「就学支援金」という。）に関する事務（県立学校在学生徒を対象としたものを除く。）	
この項中高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）を「法」、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二	

年文部科学省令第十三号)を「施行規則」という。

1 法第四条の規定に基づき、就学支援金受給資格を認定し、又は認定しないことを決定すること。

2 法第六条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を決定すること。

3 法第八条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を停止すること。

4 法第九条の規定に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めること。

5 法第十七条の規定に基づき、保護者等の収入の状況に関する届出を受け、受給資格を消滅させること。

6 その他、法及び施行規則の執行に係る事務に関する事。

四 教職員の給料等に関する事務

この項中福岡県公立学校教職員の給与に関する条例を「給与条例」、福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を「初任給等規則」という。

1 給与条例第八条の規定に基づき、教職員の昇給又は昇格を行うこと。

2 前号の昇給又は昇格を発令すること(県費負担教職員の発令を除き、発令に必要とされる人事委員会の承認を求めるとを含む)。

3 給与条例第八条の規定に基づき、県立学校教職員(期限付任用職員及び臨時的任用職員を除く。)について級、号給を決定し、又は昇格させること(人事委員会の承認を求めるとを含む)。

4 給与条例第八条の規定に基づき、職務の級が行政職五級又は教育職四級若しくは三級に格付される県費負担教職員について級、号給を決定し、又は昇格させること(人事委員会の承認を求めるとを含む)。

5 給与条例第八条の規定に基づき、職務の級が行政職四級以下又は教育職特二級以下の級に格付される県費負担教職員について級、号給を決定し、又は昇格させることについて、人事委員会の承認を求めるとを含む。

6 給与条例第十一条の規定に基づき、給料の調整額を受けることとなった県立学校教職員について、調整額支給決定の発令通知を行うこと。

7 給与条例第二十二條第二項から第五項までの規定に基づき、県立学校教職員の休職者に対する給与の支給額を決定すること。

8 初任給等規則第十七条の規定に基づき、新たに職員を特殊の技術、経験を必要とする職に採用しようとする場合に、その号給の決定についての特例について基準を定め、人事委員会の承認を求めるとを含む。

9 初任給等規則第二十八條第一項第二号の規定に基づき、初任給基準、級別資格基準又は給料表の適用を異にして異動した職員の異動後の号給を決定する場合の基準を定め、人事委員会の承認を求めるとを含む。

10 初任給等規則第三十條、第三十一條及び第三十二條の規定に基づき、昇給させる号給数を決定し、又は特別の場合の昇給を行うこと(人事委員会の承認を

課長

求めることを含む)。

11 初任給等規則第三十六條の規定に基づき、県立学校教職員の復職時における号給を調整し、決定すること。

12 初任給等規則第三十八條の規定に基づき、人事委員会の承認を得て給料の訂正を行うこと。

13 初任給等規則第三十八條の二の規定に基づき、人事委員会の求めにより職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告すること。

14 給与条例第二十四條の規定に基づき、県立学校の臨時的任用職員等の給与を決定すること。

15 非常勤講師の報酬の額を決定すること。

16 特別の場合の昇給等の実施要項を定めること。

17 給与関係の条例又は規則の制定及び改正に伴う運用について通知すること。

五 教職員の諸手当等に関する事務

この項中福岡県教職員の給与に関する条例等の施行に関する規則を「給与規則」、福岡県教職員の退職手当に関する条例を「退職手当条例」、福岡県教職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則を「退職手当規則」という。

1 給与規則第二十八條の規定に基づき、教職員の勤勉手当の成績率を定めること。

2 退職手当条例第二条第二項の規定に基づき、県立学校教職員に係る退職手当支給の認定及び発令を行うこと(教育委員会議決事項とされているもの及び第五号に規定するものを除く)。

3 退職手当条例第六条の規定に基づき、教職員について、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものと認定すること。

4 退職手当条例第十三條第二項第二号又は第三項の規定に基づき、教職員に係る一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うこと。

5 退職手当規則第九条の規定に基づき、県立学校教職員に係る失業者の退職手当受給資格証の交付、送付、受理及び返付並びに失業者の退職手当支給台帳の作成及び保管を行うこと。

6 定時制通信教育手当の支給を受ける県立学校教職員を認定すること。

六 児童手当法の施行に関する事務

1 児童手当の支給についての報告書を受理すること。

2 児童手当の支給状況を知事に報告すること。

別表四を次のように改める。

別表四(第十四条関係) 教育総務部教職員課における個別の専決事項

課長

課長

課長

課長

課長

課長

副教育長

副教育長

課長

課長

課長

副教育長

課長

課長

課長

課長

「分限規則」、職員の懲戒の手続及び効果に関する規則を「懲戒規則」、福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例を「自己啓発等休業条例」、福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例を「配偶者同行休業条例」という。

1 地公法第二十八条第一項の規定に基づき、教職員（副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹、企画主査、事務主査、技術主査に限る。）をその意に反して降任すること。

2 地公法第二十八条第一項の規定に基づき、教職員（校長及び前号に掲げる職にある者を除く。）をその意に反して降任すること。

3 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、同項第一号の規定に該当する教職員（校長を除く。）をその意に反して休職すること（教育事務所に専決させるものを除く。）。

4 地公法第二十八条第二項の規定に基づき、同項第二号の規定に該当する教職員（校長を除く。）をその意に反して休職すること。

5 地公法第四十九条第一項及び第三項の規定に基づき、教職員に対し、処分説明書を交付すること。

6 労基法第二十条第一項の規定に基づき、解雇することとされた教職員に対して、解雇の予告をすること。

7 労基法第二十条第三項において準用する労基法第十九条第二項の規定に基づき、人事委員会に対して解雇予告除外認定申請を行うこと。

8 分限条例第七条第一項の規定に基づき、教職員を免職又は休職（県費負担教職員（校長、副校長及び教頭を除く。）に係る地公法第二十八条第一項第二号に該当する免職及び第二項第一号に該当する休職を除く。）する場合において、医師二人を指定してあらかじめ診断を行わせ、及び診断書の作成を行わせること。

9 分限条例第七条第二項の規定に基づき、教職員を降任又は免職（県費負担教職員（校長、副校長及び教頭を除く。）に係る地公法第二十八条第一項第一号に該当する降任又は免職及び第三号に該当する降任又は免職を除く。）する場合において、事前に警告を発すること。

10 分限条例第八条第三項の規定に基づき、県費負担教職員である副校長及び教頭の休職の期間を定め、又は復職を命ずること。

11 分限条例第八条第三項の規定に基づき、県立学校教職員（校長を除く。）の休職の期間を定め、又は復職を命ずること。

12 分限規則及び懲戒規則の規定に基づき、人事委員会に対し、地公法第四十九条第一項又は第三項に規定する処分説明書の写しを添えて、当該分限又は懲戒処分を行った旨通知すること。

13 育児休業法第二条、第三条、第五条、第十条、第十一条、第十二条又は第十九条の規定に基づき、県立学校の校長の育児休業、育児短時間勤務又は部分休業に関し、これを承認し若しくは承認を取り消し、又は子の死亡等の届出を受

理すること。

14 育児休業法第二条、第三条、第五条、第十条、第十一条又は第十二条の規定に基づき、県立学校教職員（校長を除く。）の育児休業又は育児短時間勤務に関し、これを承認し若しくは承認を取り消し、又は子の死亡等の届出を受理すること。

15 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、県立学校の校長の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

16 地公法第二十六条の五第一項及び第五項並びに自己啓発等休業条例第二条の規定に基づき、県立学校教職員（校長を除く。）の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

17 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、県立学校の校長の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

18 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、県立学校教職員（校長を除く。）の自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

19 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条及び第二十八条の規定に基づき、大学院修士課程に関し、これを許可し又は許可を取り消すこと。

20 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、県立学校の校長の配偶者同行休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

21 地公法第二十六条の六第一項及び第六項並びに配偶者同行休業条例第二条の規定に基づき、県立学校教職員（校長を除く。）の配偶者同行休業に関し、これを承認し、又は承認を取り消すこと。

22 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休業条例第六条第二項の規定に基づき、県立学校の校長の配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長を含む。）を承認すること。

23 地公法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休業条例第六条第二項の規定に基づき、県立学校教職員（校長を除く。）の配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長を含む。）を承認すること。

五 教職員の服務等に関する事務

この項中地方公務員法を「地公法」、職務に専念する義務の免除に関する規則を「義務免規則」、福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程を「療養休暇規程」という。

1 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、県立学校教職員が法令による証人、鑑定人等となり職務上の秘密に属する事項を発表することを許可すること。

2 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、県立学校教職員の営利企業への従

課長

教育長

副教育長

課長

副教育長

2 標準法第三条第二項及び第三項の規定に基づき、県又は市（指定都市を除く。次号及び第四号において同じ。）町村の設置する小学校中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、又は特別支援学校の小学部中部の一年級の児童生徒数の基準を定めること。

3 学校教育法第四条第一項第二号及び学校教育法施行令第二十三条第一項第四号の規定により、市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及び変更を認可すること。

4 標準法第五条の規定により、市町村の教育委員会が当該市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制を行った場合、又は学級編制を変更した場合の届出を受理すること。

5 標準法第十九条の規定により、文部科学大臣の求めに応じて、公立義務教育諸学校の学級編制の基準又は教職員の総数を文部科学大臣に報告すること。

6 標準規則第一条の規定に基づき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当の基準を文部科学大臣に提出すること。

7 標準規則第二条の規定に基づき、五月一日現在における公立義務教育諸学校の教職員定数及び標準学級数について文部科学大臣に報告すること。

8 地教法第五十四条第二項の規定に基づき、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の学級編制の基準及び五月一日現在における教職員定数について文部科学大臣に報告すること。

9 福岡県県立学校教職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）第三条の規定に基づき、県立学校における定数の配分を決定すること。

10 学校教育法第四条第四項及び学校教育法施行令第二十三条第一項第四号の規定により、指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及び変更の届出を受理すること。

十 職員団体に関する事務

1 地方公務員法第五十五条第九項の規定に基づき、職員団体と協定を結ぶこと

2 地教委に対して、職員団体の組合員数、役員名、構成等について報告を求め、文部科学大臣に報告すること。

十一 県費負担教職員（教育職給料表適用者を除く。）の研修に関する事務

1 重要な研修を企画すること。

2 研修を企画すること。

3 研修の実施に関する事務を処理すること。

十二 教職員の指導改善研修に関する事務

この項中教育公務員特例法を「教特法」という。

1 教特法第二十五条の二第一項の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の

認定を行うこと。

2 教特法第二十五条の二第四項の規定に基づき、指導改善研修の終了時において、指導の改善の程度に関する認定を行うこと。

3 福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手続等に関する規則（平成二十年福岡県教育委員会規則第七号）第五条第二項及び第六条の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の審査委員会の意見を聴くこと。

4 その他指導改善研修の実施に関する事務を処理すること。

十三 教育委員会の所掌事務に関する争訟に関する事務

1 教育委員会を被告とする訴訟について、応訴を決定し、及び訴訟の方針を決定すること。

2 訴訟に関し、訴訟代理人を選任すること。

3 争訟事件に係る事務を処理すること。

十四 不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十六年福岡県人事委員会規則第二十六号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務

1 規則第六条第四項の規定に基づき、審査請求の受理通知を受けること。

2 規則第八条第二項の規定に基づき、人事委員会に対し、審査を併合し、又は分離するよう申し立てること。

3 規則第十条第三項の規定に基づき、審査請求の取下げの通知を受けること。

4 規則第十五条第一項の規定に基づき、代理人を選任又は解任すること。

5 規則第十五条第四項の規定に基づき、人事委員会に代理人の氏名等を届け出ること。

6 規則第十五条第六項の規定に基づき、主任代理人を指定し、人事委員会に届け出ること。

7 規則第二十一条の規定に基づき、口頭審理の日時及び場所の通知を受けること。

8 規則第二十三条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、答弁書を提出すること。

9 規則第三十六条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、証拠資料を提出すること。

10 規則第三十七条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し人事委員会が証人と呼び出して尋問し、又は証拠資料を提出させて調査することを申し立てること。

11 規則第五十五条の規定に基づく指示を受けること。

12 規則第五十六条の規定に基づき、裁決書の送付を受けること。

13 規則第五十八条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、再審を請求する

教育長

教育長

課長

課長

課長

課長

課長

部長

課長

教育長

課長

課長

課長

部長

課長

副教育長

副教育長

副教育長

課長

教育長

教育長

課長

部長

課長

副教育長

副教育長

副教育長

課長

課長

課長

課長

副教育長

教育長

教育長

29 教職員住宅の管理者を決定すること。 課長

30 教職員住宅の事故報告書を総務部長に提出すること。 課長

十七 被服の貸与に関する事務

この項中福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程（昭和三十七年八月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）を「規程」という。

1 規程第三条の規定に基づき、職員に被服を貸与し、又は被服を貸与することが不適当な職員に対して被服を貸与しないこと。 課長

2 規程第六条第二項の規定により、貸与被服事故報告を受理すること。 課長

3 規程第七条の規定に基づき、貸与被服の貸与期間を延長すること。 課長

十八 公務災害又は通勤災害の認定等に関する事務

1 非常勤の職員の負傷、疾病又は死亡が公務又は通勤に起因することを認定すること。 課長

2 前号の認定に当たり、福岡県公務災害等補償認定委員会の意見を聴取すること。 課長

3 非常勤の職員に係る公務災害又は通勤災害の補償の方法及び補償金額を決定すること。 課長

4 非常勤の職員に係る公務災害又は通勤災害の療養補償費等の支給通知を行うこと。 課長

5 公務災害又は通勤災害に係る認定請求書（以下「認定請求書」という。）のうち、死亡事案に係るものを地方公務員災害補償基金福岡県支部長（以下この項中「支部長」という。）に進達すること。 部長

6 認定請求書のうち、前号の事案以外の事案に係るものを支部長に進達すること。 課長

7 公務災害又は通勤災害の認定通知書を受理すること。 課長

十九 職員であった者の恩給及び退職年金に関する事務

この項中恩給法（大正十二年法律第四十八号）を「法」、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を「給与規則」、恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）を「給与細則」、福岡県退職年金条例（昭和二十六年福岡県条例第七十八号）を「条例」、恩給又は退職年金若しくは退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十三号）を「通算条例」、退職年金等支給規則（昭和三十三年福岡県規則第十四号）を「支給規則」、旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）を「旧通則法」という。

1 法第九条の二の規定に基づき、裁定恩給の受給権の存否について調査すること（条例第五条において退職年金に準用する場合を含む。以下この項中法に関する規定について同じ。）。 課長

2 法第九条の三の規定に基づき、恩給受給権の消滅、停止及び喪失に関する届 課長

出を受理すること。 課長

3 法第十条の規定に基づき、未給与恩給の債権者を確認すること。 課長

4 法第十条の二第二項の規定に基づき、遺族又は相続人からの未請求恩給の請求書を受理すること。 課長

5 法第十一条第二項の規定に基づき、恩給の支給を差し止めること。 課長

6 法第十二条の規定に基づき、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二法律第七十七号）附則第十条第一項において恩給法の規定を準用される者（以下この項中「恩給公務員」という。）に係る恩給受給権の裁定をすること。 課長

7 法第十三条第一項の規定に基づき、恩給に関する審査請求があった場合において、弁明書を審理員に提出すること。 課長

8 法第四十六条第四項の規定に基づき、増加恩給の請求があった場合において、当該職員に重大な過失があったことを認定してこれを却下すること（第四十六条の二第四項において準用する場合を含む。）。 課長

9 法第五十八条の二の規定に基づき、三年以下の懲役又は禁固の刑に処せられたかどうか等を調査し、受刑期間中の普通恩給及び増加恩給の支給を停止すること。 課長

10 法第五十八条の四第一項の規定に基づき、恩給の一部を停止すること。 課長

11 法第五十八条の四第三項の規定に基づき、恩給外所得の額を所轄税務署長に調査依頼し、及び調査結果を受けること。 課長

12 法第七十八条の規定に基づき、所在不明期間中の扶助料の停止をすること。 課長

13 法第七十九条の規定に基づき、停止期間中の扶助料を次順位者へ転給すること。 課長

14 法第八十条第一項の規定に基づき、扶助料の受給権の喪失を確認すること。 課長

15 法第八十条第二項の規定に基づき、扶助料の受給権の喪失を決定すること。 課長

16 法第八十条第三項の規定に基づき、同条第二項の調査を他の官公署に依頼すること。 課長

17 条例第三条の規定に基づき、法の準用を受ける者以外の者の退職年金を裁定すること。 課長

18 通算条例第十条の規定に基づき、在職期間の通算に伴う通知に関する事務を行うこと。 課長

19 支給規則第四条第一項及び第四項の規定に基づき、年金又は恩給を支給すること。 課長

20 支給規則第十一条第二項の規定により、住所又は本籍地の変更届を受理すること。 課長

21 支給規則第十三条第三項の規定に基づき、消滅又は失権した年金又は恩給受 課長

給権に係る年金又は恩給証書の返還を受けること。	課長
22 支給規則第十四条の規定に基づき、年金又は恩給証書の再交付をすること。	課長
23 給与規則第一条の規定に基づき、恩給公務員のうち、人事・恩給局長裁定に係る恩給の請求書等の進達を行うこと。	課長
24 給与規則第六条の規定に基づき、恩給公務員のうち、人事・恩給局長裁定に係る恩給請求書を受理し、恩給金額計算書を作成してこれを総務省人事・恩給局に送付すること。	課長
25 恩給法等の改正に伴い、恩給年額を改定計算し、新しい恩給証書を交付すること。	課長
26 恩給所得について、課税対象となる者の所得税の源泉徴収を行うこと。	課長
27 恩給公務員期間又は条例職員期間に関する証明を行うこと。	課長
二十 職員の健康管理に関する事務 この項中労働安全衛生法を「法」という。	課長
1 職員の健康診断を企画し、及び実施すること。	課長
2 結核要注意者等の指導をすること。	課長
3 法第十二条の規定に基づき、衛生管理者を選任すること。	課長
4 法第十三条の規定に基づき、産業医を選任すること。	課長
5 健康診断の実施機関から職員の診断結果の報告を受け、これを所属長に通知すること。	課長
6 職員の健康診断の結果の報告を求めること。	課長
二十一 職員の福利厚生に関する事務	課長
1 職員のレクリエーション等福利厚生に関する計画を決定すること。	課長
2 職員のレクリエーション等を実施すること。	課長
二十二 職員の財産形成貯蓄等に関する事務	課長
1 福岡県教職員財産形成貯蓄等実施要項（以下この項中「要項」という。）第四の規定に基づき、契約金融機関を定めること。	教育長
2 要項第五の規定に基づき幹事金融機関を定めること。	教育長
3 要項に基づく契約の申込み、契約の変更及び解約等に関すること。	課長
二十三 その他の事務	課長
1 退職者に対して、感謝状を贈呈すること。	課長
2 在外教育施設教員派遣要項を決定すること。	課長
3 在外教育施設教員派遣者の選考に関すること。	課長
4 教職員月報の発行に関する事務を処理すること。	課長

5 県立学校教職員の履歴書記載事項の訂正又は補正をすること。

別表五を次のように改める。

別表五（第十四条関係）教育総務部施設課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 一般単独事業債に関する事務	課長
1 県立学校の起債事業計画書を財政課長に提出すること。	課長
2 県立学校起債充当事業の進行状況を調査すること。	課長
3 県立学校の一般単独事業債の借入れに関する資料を財政課長に提出すること。	課長
二 公立学校施設の調査に関する事務	課長
1 公立学校施設建築計画を調査し、文部科学大臣に報告すること。	課長
2 県立学校施設台帳を作成し、及び県立学校建築物の実態を調査すること。	課長
3 公立学校施設台帳及び公立学校建築物実態調査の結果を文部科学大臣に報告すること。	課長
4 公立学校施設の危険度を判定し、文部科学大臣に報告すること。	課長
5 公立学校施設復旧事業及び災害復旧事業の実施計画及び復旧費を調査し、文部科学大臣に報告すること。	課長
三 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号。以下この項中「法」という。）等の施行に関する事務	課長
1 法第十五条第二項の規定に基づき、同項の規定により国庫補助を受けようとする学校を文部科学大臣に推薦すること。	課長
2 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）に基づく国庫補助の事業計画を決定すること。	課長
四 教育財産の管理に関する事務 この項中福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号）を「規則」という。	課長
1 規則第三条第二項の規定に基づき、教育機関の長、社会教育課長又は体育スポーツ健康課長に対し、その所管に属する財産について、管理状況に関する資料若しくは報告を求め、実地について調査し、又は用途の廃止、所属換その他必要な措置を講ずることを求めること。	副教育長
2 規則第四条第四項の規定に基づき、財産管理者を決定すること。	副教育長
3 規則第六条第二項の規定に基づき、教育機関の財産を総括した財産台帳を備えること。	課長

別表六を次のように改める。
別表六（第十四条関係）教育総務部文化財保護課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 文化財に関する事務 この項中文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）を「法」、福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号）を「条例」、福岡県に帰属した文化財の管理及び処分等に関する規則（平成十二年福岡県教育委員会規則第二号）を「規則」という。	課長
1 法第百条第二項の規定に基づき、発見した文化財の所有者への返還又は警察署長への通知を行うこと。	課長
2 法第百二条の規定に基づき、出土品の監査の結果を警察署長に通知すること。	課長
3 法第百五条第一項の規定に基づき、文化財の発見者及びその土地の所有者に報償金を支給すること。	副教育長
4 法第百五条第三項の規定に基づき、報償金の額を決定すること。	副教育長
5 規則第二条の規定に基づき、保有する文化財以外の文化財の管理及び処分等に関する事務を行うこと。	課長
6 埋蔵文化財価格評議員の委嘱を行うこと。	教育長
7 法第百十條第一項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。	教育長
8 法第百十條第二項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行った旨を文部科学大臣に報告すること。	課長
9 法第百十二條第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。	教育長
10 法第百八十二條第三項の規定に基づき、文化財に関する条例の制定及び文化財の指定又は解除を行った旨を文化庁長官に報告すること。	課長
11 法第百八十二條第三項の規定に基づき、文化財に関する条例の制定若しくはその改廃又は文化財の指定若しくはその解除を行った旨を文化庁長官に報告すること。	課長
12 法第百八十四條第一項の規定に基づき、政令に定められた事務を行うこと。	課長
13 法第百八十五條第一項の規定に基づき、出品された重要文化財等の管理に関する事務を処理すること。	課長
14 法第百八十七條第一項の規定に基づき、重要文化財等の管理等の委託を受け、又は技術的指導を行うこと。	課長
15 法第百八十八條の規定に基づき、文化財に関する書類の進達及び伝達を行う	課長

こと。	
16 法第百八十九條の規定に基づき、文化財の保存及び活用に關し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申すること。	部長
17 条例第四条第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の指定に当たり、当該文化財の所有者及び占有者の同意を得ること（条例第二十九条第二項及び条例第三十七条第二項において準用する場合を含む。）。	課長
18 条例第四条第四項の規定に基づき、県指定有形文化財の指定を告示し、並びに緊急を要する場合において当該文化財の所有者及び占有者に通知すること（条例第五条第二項、条例第二十九条第二項、条例第三十条第二項、条例第三十七條第二項及び条例第三十八條第三項において準用する場合を含む。）。	課長
19 条例第五条第四項の規定に基づき、県指定有形文化財の指定の解除を告示し、並びに緊急を要する場合において当該文化財の所有者及び占有者に通知すること（条例第三十条第六項及び条例第三十八條第三項において準用する場合を含む。）。	課長
20 条例第十五條第一項及び第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対して、県指定有形文化財の管理方法の改善又は修理に關して勧告すること（条例第三十二条及び条例第四十四条において準用する場合を含む。）。	課長
21 条例第十七條の規定に基づき、県指定有形文化財の現状変更等を許可し、若しくは当該現状変更等に関し必要な指示をし、又は許可に係る現状変更等の停止を命じ、若しくは許可を取り消すこと。	課長
22 条例第十八條第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の重要な修理に關し、技術的な指導及び助言を与えること（条例第四十四条において準用する場合を含む。）。	課長
23 条例第十九條第一項又は第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の出品又は公開を勧告すること（条例第三十二条において準用する場合を含む。）。	課長
24 条例第十九條第六項の規定に基づき、県指定有形文化財の公開及び管理に關し必要な指示又は指揮監督を行うこと（条例第二十条、条例第二十七條第二項及び条例第三十二条において準用する場合を含む。）。	課長
25 条例第二十三條第四項の規定に基づき、県指定無形文化財の指定を告示し、その保持者又は保持団体の代表者に通知すること（条例第二十三条第六項及び条例第四十五条第四項において準用する場合を含む。）。	課長
26 条例第二十四條第四項、第六項、又は第七項の規定に基づき、県指定無形文化財の指定の解除又はその保持者若しくは保持団体の認定の解除を告示し、その保持者又は保持団体の代表者に通知すること（条例第四十六条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）。	課長
27 条例第二十六條第一項の規定に基づき、県指定無形文化財の保存のため必要な措置をとること。	課長

28	条例第二十七条の規定に基づき、県指定無形文化財等の公開を勧告すること。	課長
29	条例第二十八条の規定に基づき、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に 対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすること。	課長
30	条例第二十九条第四項の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の指定を告示 すること。	課長
31	条例第三十条第四項及び第七項の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の指 定の解除を告示すること。	課長
32	条例第三十一条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の保存のため必要な 措置をとること。	課長
33	条例第三十二条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の記録の公開を勧告 すること。	課長
34	条例第三十三条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の保存のため必要な 助言又は勧告をすること。	課長
35	条例第三十四条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文 化財を選択して、その記録の作成等を行うこと。	課長
36	条例第三十五条の規定に基づき、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を 許可し、若しくは当該現状変更等に関し必要な指示をし、又は許可に係る現状 変更等の停止を命じ、若しくは許可を取り消すこと。	課長
37	条例第三十六条第六項の規定に基づき、県選定保存技術の選定の解除を告示 すること。	課長
38	条例第四十八条又は条例第四十九条の規定に基づき、県選定保存技術の保存 のため必要な措置をとり、又は必要な指導若しくは助言をすること。	課長
二 銃砲刀剣類の登録等に関する事務		
1	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十九条第一項の規定 に基づき、古式銃砲又は刀剣類（以下「銃砲刀剣類」という。）の登録に関す る次に掲げる事務を処理すること。	課長
(1)	銃砲刀剣類の登録を行うこと。	
(2)	銃砲刀剣類の登録を行った旨を都道府県公安委員会に通知すること。	
(3)	銃砲刀剣類の登録証の交付、再交付を行うこと。	
(4)	登録刀剣類の譲受、相続等の届出を受け、及びその旨を都道府県公 安委員会に通知すること。	
2	美術刀剣類製作承認規則（平成四年文部省令第三号）に基づき、刀剣類の製 作を承認し、及び刀剣類の製作を承認したことを文化庁に報告すること。	課長
3	銃砲刀剣類登録審査委員の任命に関すること。	教育長

別表七を次のように改める。
別表七（第十四条関係）教育振興部高校教育課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 生徒の入学、転学、退学及び進学に関する事務 この項中福岡県立中学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第七号）を「 中学学則」、福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八 号）を「中等学則」、福岡県立高等学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規 則第十四号）を「高校学則」という。	教育長
1 県立の高等学校及び中高一貫教育校に関する入学、転学、退学その他の事務 を定めること。	教育長
2 中学学則第十五条第五項、中等学則第十五条第五項及び高校学則第十五条第 五項の規定により、校長から生徒の入学許可の報告を受け、承認すること。	課長
3 中学学則第二十三条の規定により、懲戒による退学の報告を受け、承認すること並 びに中等学則第二十六条及び高校学則第二十四条の規定により、懲戒による退 学又は停学の報告を受け、承認すること。	課長
二 高等学校入学選抜に関する事務	
1 高等学校入学選抜要項を決定すること。	教育長
2 学力検査問題を作成すること。	教育長
3 学力検査問題作成委員、学力検査問題諮問委員、学力検査問題検討委員、英 語リスニング問題試験委員及び公正確保委員を任命又は委嘱すること。	教育長
4 入学選抜に関するその他の事務を処理すること。	課長
三 県立中高一貫教育校入学決定に関する事務	
1 入学決定概要を決定すること。	教育長
2 募集要項を決定すること。	教育長
3 検査を作成すること。	教育長
4 検査作成委員及び検査検討委員を任命又は委嘱すること。	教育長
5 入学決定に関するその他の事務を処理すること。	課長
四 技能教育施設に関する事務 この項中学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）を「施行令」と いう。	
1 施行令第三十二条の規定に基づき、技能教育施設の指定を行うこと。	課長
2 施行令第三十三条の二の規定に基づき、連携科目等の指定を行うこと。	課長
3 施行令第三十三条の三の規定に基づき、指定技能教育施設の名称等の告示を 行うこと。	課長

八	<p>1 福岡県立学校管理規則第三条第一項の規定に基づき、県立高等学校及び県立</p>	課長
1	<p>福岡県立学校管理規則第三条第一項の規定に基づき、指定技能教育施設の名称等の変更に関する届出を受理すること。</p>	課長
2	<p>施行令第三十四条第二項の規定に基づき、連携科目等の追加指定等を行うこと。</p>	課長
3	<p>施行令第三十四条第三項の規定に基づき、指定技能教育施設の名称の変更等の告示を行うこと。</p>	課長
4	<p>施行令第三十五条第一項の規定に基づき、指定技能教育施設の廃止の届出を受理すること。</p>	課長
5	<p>施行令第三十五条第二項の規定に基づき、指定技能教育施設の廃止の告示を行うこと。</p>	課長
6	<p>施行令第三十六条第一項の規定に基づき、指定技能教育施設の指定の解除の告示を行うこと。</p>	課長
7	<p>施行令第三十六条第二項の規定に基づき、指定技能教育施設の指定の解除の告示を行うこと。</p>	課長
8	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
9	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
10	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
11	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
12	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
13	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
14	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
15	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
16	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
17	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
18	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
19	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長
20	<p>旅行令第三十七号の規定に基づき、指定技能教育施設について調査等を行うこと。</p>	課長

九	<p>1 重要な研修を企画すること。</p> <p>2 研修を企画すること。</p> <p>3 研修の実施に関する事務を処理すること。</p> <p>4 文部科学省主催で行われる講習会、講座、研究会等へ出席する県立学校関係者を決定すること。</p> <p>5 福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則（昭和二十五年福岡県教育委員会規則第三号。以下この項中「長期研修規則」という。）第二条の規定に基づき、その他長期研修として適当であるものを決定すること。</p> <p>6 長期研修規則第四条第一項又は第五条第二項の規定に基づき、研修を受ける教育公務員を決定し、又は研修を受けることを許可すること。</p> <p>7 長期研修規則第九条の規定に基づき、研修終了後の業績報告を受理すること。</p> <p>8 授業を行う日における定期的、継続的な校外研修を承認すること。</p> <p>9 県立の高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科用図書に関する事務この項中教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）を「臨時措置法」、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）を「臨時措置法施行規則」、福岡県立学校管理規則を「管理規則」という。</p> <p>1 臨時措置法第五条の規定に基づき、文部科学大臣の指示する時期に、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の展示会を開催すること。</p> <p>2 臨時措置法第六条第二項の規定に基づき、文部科学大臣から送付を受けた、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書目録を高等学校及び中高一貫教育校に配布すること。</p> <p>3 臨時措置法施行規則第八条及び第九条の規定により、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の見本を受理し、及びこれを保管すること。</p> <p>4 臨時措置法施行規則第十四条の規定に基づき、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の需要集計一覧表を文部科学大臣に提出すること。</p> <p>5 管理規則第七条の規定に基づき、校長の意見を聞いて高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の採択を行うこと。</p> <p>6 管理規則第八条の規定に基づき、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の使用を承認すること。</p> <p>7 管理規則第九条の規定に基づき、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書及び準教科書以外の教材の届出を受理すること。</p>	課長
1	<p>重要な研修を企画すること。</p>	部長
2	<p>研修を企画すること。</p>	課長
3	<p>研修の実施に関する事務を処理すること。</p>	課長
4	<p>文部科学省主催で行われる講習会、講座、研究会等へ出席する県立学校関係者を決定すること。</p>	課長
5	<p>福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則（昭和二十五年福岡県教育委員会規則第三号。以下この項中「長期研修規則」という。）第二条の規定に基づき、その他長期研修として適当であるものを決定すること。</p>	課長
6	<p>長期研修規則第四条第一項又は第五条第二項の規定に基づき、研修を受ける教育公務員を決定し、又は研修を受けることを許可すること。</p>	課長
7	<p>長期研修規則第九条の規定に基づき、研修終了後の業績報告を受理すること。</p>	課長
8	<p>授業を行う日における定期的、継続的な校外研修を承認すること。</p>	課長
9	<p>県立の高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科用図書に関する事務この項中教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）を「臨時措置法」、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）を「臨時措置法施行規則」、福岡県立学校管理規則を「管理規則」という。</p>	課長
1	<p>臨時措置法第五条の規定に基づき、文部科学大臣の指示する時期に、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の展示会を開催すること。</p>	課長
2	<p>臨時措置法第六条第二項の規定に基づき、文部科学大臣から送付を受けた、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書目録を高等学校及び中高一貫教育校に配布すること。</p>	課長
3	<p>臨時措置法施行規則第八条及び第九条の規定により、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の見本を受理し、及びこれを保管すること。</p>	課長
4	<p>臨時措置法施行規則第十四条の規定に基づき、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の需要集計一覧表を文部科学大臣に提出すること。</p>	課長
5	<p>管理規則第七条の規定に基づき、校長の意見を聞いて高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の採択を行うこと。</p>	教育長
6	<p>管理規則第八条の規定に基づき、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書の使用を承認すること。</p>	部長
7	<p>管理規則第九条の規定に基づき、高等学校及び中高一貫教育校において使用する教科書及び準教科書以外の教材の届出を受理すること。</p>	課長

2 無償措置法第十条及び第十一条第一項の規定に基づき、教科用図書選定審議会の意見を聴いて、地教委並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う教科用図書の採択に関する事務の指導、助言又は援助を行うこと。	副教育長
3 無償措置法第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を設定すること。	教育長
4 無償措置法第十二条第二項の規定に基づき、教科用図書採択地区を設定し、又は変更しようとするとき、あらかじめ地教委の意見を求めること。	副教育長
5 無償措置法第十二条第三項の規定に基づき、教科用図書採択地区を設定し、又は変更した場合においてこれを文部科学大臣に報告すること。	課長
6 無償措置法施行令第三条の規定に基づき、受領証明書等を発行者から受理すること。	課長
7 無償措置法施行令第四条の規定に基づき、受領冊数報告書を作成し、これを文部科学大臣に提出し、及び受領証明書等を発行者に返付すること。	課長
8 無償措置法施行令第五条第二項の規定に基づき、教科書の給与を受けた児童及び生徒の総数を文部科学大臣に報告すること。	課長
9 無償措置法施行令第六条第二項の規定により、教科用図書の給与に関し、その実施の状況を調査し、及び義務教育諸学校の設置者に対して必要な報告を求め、並びに以上の結果を文部科学大臣に報告すること。	課長
10 臨時措置法第五条の規定に基づき、文部科学大臣の指示する時期に義務教育諸学校において使用する教科書の展示会を開催すること。	課長
11 臨時措置法第六条第二項の規定に基づき、文部科学大臣から送付を受けた、義務教育諸学校において使用する教科用図書の目録を義務教育諸学校に配布すること。	課長
12 臨時措置法施行規則第八条及び第九条の規定により、義務教育諸学校において使用する教科書の見本を受理し、及びこれを保管すること。	課長
13 臨時措置法施行規則第十四条の規定に基づき、義務教育諸学校において使用する教科書の需要集計一覧表を文部科学大臣に提出すること。	課長
三 ふくおか教育論文に関する事務	
1 ふくおか教育論文の募集を行うこと。	副教育長
2 ふくおか教育論文入賞者を決定すること。	教育長
3 ふくおか教育論文入賞者の表彰式を実施すること。	部長
四 市町村立学校（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）の設置廃止等の認可等に関する事務	
この項中学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）を「法」、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）を「施行令」という。	
1 法第四条第四項及び第四条の二並びに施行令第二十三条、第二十五条及び第	課長

二十六条第一項の規定に基づき指定都市の設置する幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の設置廃止、設置者の変更等の届出を受理すること。	
五 その他の事務	
1 中学校卒業程度認定試験に関する事務を処理すること。	課長
2 市町村立学校に研究委嘱校の委嘱を行うこと。	部長
3 外国語指導助手の任免等を発令すること。	課長

別表九（第十四条関係）教育振興部特別支援教育課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 市町村立の特別支援学校の認可及び届出に関する事務	
この項中学校教育法を「法」、学校教育法施行令を「施行令」という。	
1 法第四条第一項及び施行令第二十三条の規定に基づき、市（指定都市を除く。）町村立の特別支援学校の設置廃止、設置者の変更等を認可すること。	教育長
2 法第四条第四項及び施行令第二十三条の規定に基づき、指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止、設置者の変更等の届出を受理すること。	課長
3 施行令第二十五条、第二十六条及び第二十七条の規定に基づき、市町村立の特別支援学校の名称、学則の変更等の届出を受理すること。	課長
二 児童生徒の就学に関する事務	
この項中学校教育法施行令を「施行令」、福岡県立特別支援学校学則（昭和三十三年福岡県教育委員会規則第二十号）を「特別支援学校学則」という。	
1 施行令第十一条の規定に基づき、認定特別支援学校就学者の氏名及び学齢簿の謄本を地教委から受理すること。	課長
2 施行令第十四条の規定に基づき、認定特別支援学校就学者の保護者に対して、入学期日を通知し、又は就学すべき学校を指定すること。	課長
3 施行令第十五条第一項の規定に基づき、認定特別支援学校就学者の氏名及び入学期日を県立特別支援学校の校長及び地教委に通知すること。	課長
4 施行令第十五条第二項の規定に基づき、認定特別支援学校就学者の就学すべき学校を地教委に通知すること。	課長
5 施行令第十六条の規定に基づき、認定特別支援学校就学者の就学すべき学校を変更し、及びこれらを県立特別支援学校の校長及び地教委に通知すること。	課長
6 特別支援学校学則第二十一条の規定に基づき、懲戒による退学又は停学の報告を受理すること。	課長
三 県立特別支援学校の児童生徒の入学、転学及び退学に関する事務	

この項中福岡県立特別支援学校学則を「特別支援学校学則」という。	
1 特別支援学校学則第十二条の規定に基づき、入学者報告書を受理すること。	課長
2 特別支援学校学則第十五条の規定に基づき、転学及び退学に関する事項の報告を受理すること。	課長
四 旅館業法（以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	
1 法第三条第四項の規定に基づき、県立特別支援学校周辺の旅館業の経営許可に関し、知事に意見を述べること。	課長
五 学校行事等の承認等に関する事務	
1 福岡県立学校管理規則第五条第二項の規定に基づき、県立特別支援学校が、学校行事等（体育に関する行事を除く。）を行うことについて届出を受理し、又は承認すること。	課長
六 休業日等に関する事務	
この項中福岡県立特別支援学校学則を「特別支援学校学則」という。	
1 特別支援学校学則第四条第三項の規定に基づき、休業日の期間の変更の届出を受理すること。	課長
2 特別支援学校学則第四条第五項の規定に基づき、臨時休業日についての報告を受理すること。	課長
七 教科及び教育課程に関する事務	
1 福岡県立学校管理規則第三条第一項の規定に基づき、県立特別支援学校における教育指導計画についての届出を受理すること。	課長
八 教職員の特別支援教育に関する研修（以下この項中「研修」という。）に関する事務	
1 重要な研修を企画すること。	部長
2 研修を企画すること。	課長
3 研修の実施に関する事務を処理すること。	課長
4 文部科学省主催で行われる講習会、講座及び研究会等へ出席する市町村立学校関係者を決定すること。	部長
5 福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則（以下この項中「長期研修規則」という。）第二条の規定に基づき、その他長期研修として適当であるものを決定すること。	部長
6 長期研修規則第四条第一項又は第五条第二項の規定に基づき、研修を受ける教育公務員を決定し、又は研修を受けることを許可すること。	部長
7 長期研修規則第九条の規定に基づき、研修終了後の業績報告を受理すること。	課長
8 授業を行う日における定期的、継続的な校外研修を承認すること。	課長

9 長期又は短期の海外派遣候補者を決定すること。	教育長
九 県立特別支援学校において使用する教科用図書に関する事務	
この項中義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を「無償措置法」、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令を「無償措置法施行令」、教科書の発行に関する臨時措置法を「臨時措置法」、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則を「臨時措置法施行規則」、福岡県立学校管理規則を「管理規則」という。	
1 無償措置法第十条及び第十一条の規定に基づき、教科用図書の適正な採択のための研究を計画し、及び実施すること。	副教育長
2 無償措置法第十条及び第十一条の規定に基づき、教科用図書選定審議会の意見を聴いて、地教委の行う教科用図書の採択に関する事務の指導、助言又は援助を行うこと。	副教育長
3 無償措置法第十三条第二項の規定に基づき、県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関し、教科用図書選定審議会の意見を聴くこと。	教育長
4 臨時措置法第五条の規定に基づき、文部科学大臣の指示する時期に特別支援学校において使用する教科書の展示会を開催すること。	課長
5 臨時措置法第六条第二項の規定に基づき、文部科学大臣から送付を受けた、特別支援学校において使用する教科用図書の目録を特別支援学校に配布すること。	課長
6 臨時措置法施行規則第八条及び第九条の規定により、特別支援学校において使用する教科書の見本を受理し、及びこれを保管すること。	課長
7 管理規則第七条の規定に基づき、校長の意見を聴いて県立特別支援学校において使用する教科書の採択を行うこと。	教育長
8 管理規則第八条の規定に基づき、県立特別支援学校において使用する準教科書の使用を承認すること。	部長
9 管理規則第九条の規定に基づき、県立特別支援学校において使用する教科書及び準教科書以外の教材使用の届出を受理すること。	課長
十 県立特別支援学校の学校評議員に関する事務	
1 福岡県立学校管理規則第十六条の二第一項の規定に基づき、県立特別支援学校の学校評議員の設置を承認すること。	課長
十一 ふくおか教育論文に関する事務	
1 ふくおか教育論文の募集を行うこと。	副教育長
2 ふくおか教育論文入賞者を決定すること。	教育長
3 ふくおか教育論文入賞者の表彰式を実施すること。	部長
十二 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）	

及び予算措置による国の補助に関する事務

- 1 特別支援教育就学奨励費の保護者ごとの支弁区分を決定し、これを特別支援学校（県立学校を除く。）の校長に通知すること。
- 2 特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料を特別支援学校（県立学校を除く。）の校長から受理すること。
- 十三 その他の事務

- 1 県立特別支援学校に研究委嘱校の委嘱を行うこと。

課長
課長
部長

別表十を次のように改める。
別表十（第十四条関係）教育振興部人権・同和教育課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 人権教育の推進に関する基本方針及び実施計画に関する事務	決裁権者
1 基本方針の原案を決定すること。	教育長
2 基本方針に基づき、実施計画を決定すること。	教育長
二 文部科学省委嘱事業に関する事務	部長
1 実施計画書を提出すること。	部長
2 委嘱決定の通知をすること。	課長
3 委嘱経費の通知をすること。	課長
4 実施報告書を提出すること。	課長
三 人権教育の研修会等に関する事務	部長
1 重要な研修会等を企画すること。	部長
2 研修会等を企画すること。	課長
3 研修会等の実施に関する事務を処理すること。	課長
四 福岡県地域改善対策奨学資金（以下この項中「奨学資金」という。）の返還に関する事務	部長
1 返還債務の履行の猶予及び免除の決定又は取消しに関する事務を処理すること。	部長
2 その他奨学資金の返還に関する事務を処理すること。	課長
五 その他の事務	副教育長
1 人権教育に係る団体に関すること。	副教育長
2 人権教育に関する実態調査を行うこと。	部長
3 人権教育に関するその他の事務を処理すること。	課長

別表十一を次のように改める。
別表十一（第十四条関係）教育振興部体育スポーツ健康課における個別的専決事項

事項名	決裁権者
一 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	決裁権者
この項中学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）を「施行令」、学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）を「施行規則」という。	
1 法第十三条により行う学校における児童生徒の健康診断について指導すること。	課長
2 施行令第七条の規定に基づく校長の出席停止の指示の報告を受理すること。	課長
3 施行令第九条の規定に基づき、準要保護者の認定を行うこと。	課長
4 施行令第十条第三項の規定に基づき、児童生徒の被患者の延数を各市町村に配分し、これを文部科学大臣及び各地教委に通知すること。	課長
5 施行規則第二十五条の規定に基づき、県立又は市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を文部科学大臣に報告すること。	課長
6 児童生徒の学校保健に関する指導をすること。	課長
7 児童生徒の健康診断の結果の報告を求めること。	課長
二 学校の環境衛生に関する事務	副教育長
1 学校環境衛生の基準を定めること。	副教育長
2 学校環境衛生調査を実施すること。	課長
3 学校における環境衛生、感染症、食品衛生及び薬事衛生に関する指導を行うこと。	課長
三 学校給食に関する事務	
この項中学校給食法施行令（昭和二十九年政令第百二十二号）を「施行令」、学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）を「施行規則」という。	
1 施行令第一条の規定に基づき、学校給食の開設及び廃止の届出を受理すること。	課長
2 施行規則第一条第六項の規定に基づき、学校給食の開設等の届出に關し、届出書の様式その他必要な事項を定めること。	課長
3 学校給食用牛乳の飲用を予定する学校数、供給形態、牛乳見込量を取りまとめ、知事に通知すること。	課長
4 学校給食用牛乳の供給計画、供給価格及び供給事業者の決定方法並びに供給	課長

実施方針について知事の協議を受けること。	
四 学校体育、学校保健及び学校給食に関する事務	部長
1 学校体育、学校保健及び学校給食に関する研修会、講習会等（以下この項中「研修会等」という。）のうち、重要なものを企画すること。	部長
2 研修会等を企画すること。	課長
3 研修会等の実施に関する事務を処理すること。	課長
五 学校行事等の承認等に関する事務	課長
1 福岡県立学校管理規則第五条第二項の規定に基づき、県立学校が体育に関する学校行事等を行うことについて届出を受理し、又は承認すること。	課長
六 国民体育大会に関する事務	部長
1 国民体育大会に出場する選手及び監督を委嘱すること。	部長
2 国民体育大会に出場する選手団を編成すること。	部長
3 国民体育大会に関する事務を処理すること。	課長
七 スポーツ大会等（前項に掲げるものを除く。以下この項中同じ。）に関する事務	課長
1 スポーツ大会等に関する事務を処理すること。	課長
八 スポーツ指導者の研修等に関する事務	課長
1 スポーツ指導者の養成及び資質の向上のための研修会、講習会等（以下この項中「研修会等」という。）のうち、重要なものを企画すること。	部長
2 研修会等を企画すること。	課長
3 研修会等の実施に関する事務を処理すること。	課長
4 登山、水泳その他の野外活動等のスポーツに関する事故を防止するための指導者の養成及び事故防止のための措置を講ずること。	部長
九 体育、学校保健等に関する表彰に関する事務	部長
1 国が行う体育、学校保健及び学校給食の功労者等の表彰に候補者を推薦すること。	教育長
2 学校保健団体等が行う学校保健及び学校給食の優良校並びに功労者の表彰に候補者を推薦すること。	部長
3 スポーツに優秀な成績を取った者及びスポーツの振興に寄与した者等を表彰すること。	教育長
4 その他表彰の実施に関する事務を処理すること。	課長
十 県立久留米スポーツセンター（以下この項中「センター」という。）に関する事務	課長
1 センターの管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。	部長

2 センターの管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。	課長
十一 県立総合プール（以下この項中「プール」という。）に関する事務	部長
1 プールの管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。	部長
2 プールの管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。	課長
十二 県立スポーツ科学情報センター（以下この項中「科学情報センター」という。）に関する事務	課長
1 科学情報センターの管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。	部長
2 科学情報センターの管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。	課長
十三 福岡県馬術競技場（以下この項中「馬術場」という。）に関する事務	部長
1 馬術場の管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。	部長
2 馬術場の管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。	課長
十四 福岡県立総合射撃場（以下この項中「射撃場」という。）に関する事務	部長
1 射撃場の管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。	部長
2 射撃場の管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。	課長
十五 福岡県スポーツ振興基金（以下この項中「基金」という。）に関する事務	部長
1 基金の管理に関する重要な事項を決定すること。	部長
2 基金の管理に関する軽易な事項を決定すること。	課長
十六 その他の事務	課長
1 地教法第五十七条第一項の規定に基づき、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めること。	課長

別表十二を次のように改める。

別表十二（第十四条関係）教育振興部社会教育課における個別的専決事項

一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	決裁権者
この項中社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）を「施行令」という。	
1 法第七条の規定により、知事又は他の行政庁の依頼を受けて、それらの所管に属する事項の広報宣伝に協力すること。	副教育長
2 法第八条の規定に基づき、知事及び関係行政庁に対し、社会教育に必要な資料の提供その他の協力を求めること。	副教育長
3 法第九条の四第一項第四号の規定に基づき、社会教育主事の資格を認定する	課長

- 4 条例第十二条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 5 条例第十三条の規定に基づき、開示決定後の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 6 条例第十四条第一項の規定に基づき、事案を移送すること。
 - 7 条例第十五条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。
 - 8 条例第十五条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。
 - 9 条例第二十條の規定に基づき、同条各号に掲げる者に諮問した旨を通知すること。
 - 10 条例第二十二條第一項の規定に基づき、苦情の申出を処理すること（福岡県情報公開審査会に付議すべき苦情の申出の処理を除く。）
 - 11 福岡県教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和六十一年福岡県教育委員会規則第六号）の規定に基づき、公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずること。
- 五 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関する事務
- 1 条例第十七条第一項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。
 - 2 条例第十七条第二項の規定に基づき、個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。
 - 3 条例第十八条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 4 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 5 条例第二十条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。
 - 6 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。
 - 7 条例第二十一条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。
 - 8 条例第二十九条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報を開示する旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
 - 9 条例第二十九条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報を開示しない旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
 - 10 条例第三十条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 11 条例第三十一条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請

- 12 求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 13 条例第三十二条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。
 - 14 条例第三十二条の規定に基づき、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合、その旨を提供先に通知すること。
 - 15 条例第三十三条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
 - 16 条例第三十七条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
 - 17 条例第三十八条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 18 条例第三十九条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 19 条例第四十一条の規定に基づき、同条各号に掲げるものに諮問をした旨を通知すること。
- 六 福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県教育委員会規則第十二号）の規定に基づき、個人情報記録が記録された公文書等の閲覧又は視聴取を中止すること。
- 六 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務
- 1 この項中個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」という。
 - 2 法第十二条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者等への支援を行うこと。
 - 3 法第十三条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情についてあっせん等を行うこと。
 - 4 施行令第十一条第一項及び法第三十二条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を徴すること。
 - 5 施行令第十二条第一項及び法第三十三条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、必要な助言をすること。
 - 6 施行令第十三条第一項及び法第三十四条第一項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
 - 7 施行令第十四条第一項及び法第三十四条第二項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
 - 8 施行令第十五条第一項及び法第三十四条第三項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
 - 9 施行令第十六条第一項に基づき、法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務を行った場合、施行令第十七条第四項に基づき、その結果を主務大臣に報告すること。
 - 10 施行令第十八条第二項及び法第三十七条に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする業務を行うおとする法人に対し、認定し、公示すること。
 - 11 施行令第十九条第二項及び法第四十条に基づき、認定個人情報保護団体の認

<p>教育事務</p> <p>所長</p>	<p>定業務の廃止について公示すること。</p> <p>11 施行令第十一条第二項及び法第四十六条に基づき、認定個人情報保護団体に 対し、認定業務に関し、報告を徴すること。</p> <p>12 施行令第十一条第二項及び法第四十七条に基づき、認定個人情報保護団体に 対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>13 施行令第十一条第二項及び法第四十八条に基づき、認定個人情報保護団体の 認定を取消し、その旨公示すること。</p> <p>七 その他の事務</p> <p>1 臨時職員（教育職員を除く。）の任免等を発令すること。</p> <p>2 警備員又は日交代行員の任免等を発令すること。</p> <p>一 県費負担教職員の人事、服務等に関する事務</p> <p>1 県費負担教職員（校長、副校長及び教頭を除く。）の採用、昇任、転任及び 退職を発令すること（発令に必要な人事委員会の承認を得ることを除く。）。</p> <p>2 県費負担教職員に係る臨時的任用（非常勤の任用を含む。）を行うこと（採 用又は期間更新について人事委員会の承認を得ることを除く。）。</p> <p>3 県費負担教職員に係る履歴書の整理保管並びに履歴書記載事項の証明、訂正 及び補正を行うこと。</p> <p>4 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、県費負担教職員（校 長、副校長及び教頭を除く。）をその意に反して休職すること。</p> <p>5 福岡県公立学校職員の分限に関する条例（以下この項中「分限条例」という 。）第七条第一項の規定に基づき、前号の場合において医師二人をしてあらか じめ診断を行わせ、及び診断書の作成を行わせること。</p> <p>6 分限条例第八条第三項の規定に基づき、県費負担教職員（校長、副校長及び 教頭を除く。）の休職の期間を定め、又は復職を命ずること。</p> <p>7 育児休業法第二条、第三条、第五条、第十条、第十一条又は第十二条の規定 に基づき、県費負担教職員の育児休業又は育児短時間勤務に関し、これを承認 し、若しくは承認を取り消し、又は子の死亡等の届出を受理すること。</p> <p>8 地方公務員法第二十六条の五第一項及び第五項並びに福岡県職員の自己啓発 等休業に関する条例（以下この項中「自己啓発等休業条例」という。）第二条 の規定に基づき、県費負担教職員の自己啓発等休業に関し、これを承認し、又 は承認を取り消すこと。</p> <p>9 自己啓発等休業条例第七条第三項の規定に基づき、県費負担教職員の自己啓 発等休業の期間の延長を承認すること。</p> <p>10 地方公務員法第二十六条の六第一項及び第六項並びに福岡県職員の配偶者同 行休業に関する条例（以下この項中「配偶者同行休業条例」という。）第二条 の規定に基づき、県費負担教職員の配偶者同行休業に関し、これを承認し、又 は承認を取り消すこと。</p> <p>11 地方公務員法第二十六条の六第四項及び配偶者同行休業条例第六条第二項の 規定に基づき、県費負担教職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認すること</p> <p>二 県費負担教職員の給料、諸手当に関する事務</p>
<p>1 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（以下この項中「給与条例」という 。）第八条の規定に基づき、県費負担教職員の昇給又は昇格の発令を行うこと （発令に必要な人事委員会の承認を得ることを除く。）。</p> <p>2 給与条例第八条の規定に基づき、職務の級が教育職特二級以下又は行政職四 級以下の級に格付される県費負担教職員について、級、号給を決定し、又は昇 格させること（発令に必要な人事委員会の承認を得ることを除く。）。</p> <p>3 給与条例第二十二条第二項から第五項までの規定に基づき、県費負担教職員 が休職した場合において、その者に対する給与の支給額を決定すること。</p> <p>4 県費負担教職員において、臨時的任用職員の給与を決定すること。</p> <p>5 給与条例第十一条の規定に基づき、給料の調整額を受けることとなった県費 負担教職員について、調整額支給決定の発令通知を行うこと。</p> <p>6 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三十六条の規定 に基づき、県費負担教職員の復職時等における号給を調整し、決定すること。</p> <p>7 給与規則第十二条の三十四の規定に基づき、県費負担教職員の単身赴任届を 受理し、支給すべき単身赴任手当の月額を決定すること。</p> <p>8 給与規則第十二条の三十七の規定に基づき、県費負担教職員が単身赴任手当 の支給を受ける要件を具備しているかどうか随時確認すること。</p> <p>9 福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第五条の規定に基づき、多 学年学級担当手当の支給を受ける教員を認定すること。</p> <p>10 福岡県職員の退職手当に関する条例（以下この項中「退職手当条例」という 。）第二条第二項の規定に基づき、県費負担教職員に係る退職手当支給の認定 及び支給を行うこと（教育委員会議決事項とされているもの及び退職手当条例 第十三条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支 払いを差し止める処分を行うことを除く。）。</p> <p>11 退職手当条例第六条の規定に基づき、県費負担教職員について、退職の理由 となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものと認定すること。</p> <p>12 退職手当規則第九条の規定に基づき、県費負担教職員に係る失業者の退職手当受 給資格証の交付、送付、受理及び返付並びに失業者の退職手当支給台帳の作成 及び保管を行うこと。</p> <p>13 児童手当法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第七条第一項 の規定に基づき、県費負担教職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認 定すること。</p>	
<p>三 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関する事務</p> <p>1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（以下この項中 「施行令」という。）第二条及び第五条第一項の規定に基づき、受領報告書等 を実施機関から受理すること。</p> <p>2 施行令第六条第二項の規定に基づき、教科用図書の給与に関し、その実施状 況その他の報告を実施機関から受理すること。</p> <p>3 教科書の発行に関する臨時措置法（以下この項中「臨時措置法」という。） 第五条の規定に基づき、文部科学大臣の指示する時期に義務教育諸学校におい て使用する教科書の展示会を開催すること。</p> <p>4 臨時措置法第七条第一項の規定に基づき、採択した教科書の需要数に関する 報告を市町村教育委員会等から受理すること。</p>	

- 四 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）第二十六条第二項の規定に基づく事務の施行に関する事務
 - 1 法第五条の規定に基づき、市町村立学校の施設及び設備の整備に伴う国庫補助（負担）金並びに地方社会教育活動及び市町村立社会教育施設整備に伴う国庫補助金（以下この項中「補助金等」という。）の交付申請を受理すること。
 - 2 法第八条の規定に基づき、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を通知すること。
 - 3 法第九条第一項の規定に基づき、補助金等の交付申請の取下げを受理すること。
 - 4 法第十二条の規定に基づき、補助事業等の状況報告を受理すること。
 - 5 法第十四条の規定に基づき、補助事業等の実績報告を受理すること。
 - 6 法第二十三条の規定に基づき、補助事業者等又は間接補助事業者等に対し報告をさせ、又は立入検査を行うこと。
 - 7 補助金等に係る補助事業の事業計画を審査すること。
 - 8 市町村等に対して補助金等の内定を通知すること。
 - 9 補助事業等の実績報告書に基づき、事業の終了確認を現地において実施すること。
 - 10 公立学校施設台帳を整備し、公立学校建物の実態調査を行うこと（指定都市及び県立学校に係るものを除く。）。
- 五 福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち教育長が補助施行として行う事務
 - 1 規則第三条の規定に基づき、社会教育活動及び市町村立社会教育施設整備に伴う県費補助金等（以下この項中「補助金等」という。）の交付申請を受理すること。
 - 2 規則第六条の規定に基づき、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を通知すること。
 - 3 規則第七条の規定に基づき、補助金等の交付申請の取下げを受理すること。
 - 4 規則第十一条の規定に基づき、補助事業等の状況報告を受理すること。
 - 5 規則第十三条の規定に基づき、補助事業等の実績報告を受理すること。
 - 6 補助金等に係る補助事業の事業計画を審査すること。
 - 7 市町村等に対して補助金等の内定を通知すること。
 - 8 補助事業等の実績報告書に基づき、事業の終了確認を現地において実施すること。
- 六 その他の事務
 - 1 所属職員昇任、降任、転任及び退職について内申すること。
 - 2 教育職員免許法附則第二項の規定に基づき、教育職員である県費負担教職員がその者の有する免許状の教科以外の教科の教授を担任することを許可すること。
 - 3 非常勤の嘱託員の任免等を発令し、及び報酬の額を決定すること。
 - 4 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
 - 5 外国語指導助手の任免等を発令すること。

教育センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常勤の嘱託員の任免等を発令し、及び報酬の額を決定すること。 2 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。 3 外国語指導助手の任免等を発令すること。
体育研究所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
美術館長	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常勤の事務嘱託及び技術嘱託の任免等を発令し、並びに報酬の額を決定すること。 2 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
図書館長	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常勤の事務嘱託の任免等を発令し、及び報酬の額を決定すること。 2 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
社会教育総合センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常勤の指導員、相談員、事務嘱託及び技術嘱託の任免等を発令し、並びに報酬の額を決定すること。 2 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
英彦山青年の家所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常勤の指導員、事務嘱託及び技術嘱託の任免等を発令し、並びに報酬の額を決定すること。 2 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
社会教育総合センター少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽易かつ定例的な展覧会、講習会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
少年自然の家「玄海の家」所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常勤の指導員、事務嘱託及び技術嘱託の任免等を発令し、並びに報酬の額を決定すること。 2 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
九州歴史資料館長	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽易かつ定例的な展覧会、講演会、研究会、競技会等の後援を承諾すること。
県立学校長	<ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校の通学区域に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 1 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（以下この項中「規則」という。）第五条第一項の規定に基づき、学区外高等学校への出願を許可すること。 2 規則第五条第二項の規定に基づき、学区外高等学校への出願許可を取り消すこと。 二 県立学校教職員の発令に関する事務

- 1 県立特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の主事の発令を行うこと。
 - 2 県立学校の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、学科主任、農場長及び寮務主任の発令を行うこと。
 - 3 県立学校寄宿舎の舎監の発令を行うこと。
 - 4 県立学校の初任者研修指導教員及び教科指導員の発令を行うこと。
- 三 授業料の減免に関する事務
- 1 福岡県立学校授業料等減免規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第十一号。以下この項中「規則」という。）に基づき、授業料等の減免を許可し、延長し、又は取り消すこと（規則第二条第一号に係るものを除く。）。
- 四 県立学校在学生徒を対象とした公立高等学校等就学支援金（以下この項中「就学支援金」という。）に関する事務
- この項中高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）を「法」、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）を「施行規則」という。
- 1 法第四条の規定に基づき、就学支援金受給資格を認定し、又は認定しないことを決定すること。
 - 2 法第六条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を決定すること。
 - 3 法第八条第一項の規定に基づき、就学支援金の支給を停止すること。
 - 4 法第九条の規定に基づき、就学支援金の支払を一時差し止めること。
 - 5 法第十七条の規定に基づき、保護者等の収入の状況に関する届出を受け、受給資格を消滅させること。
 - 6 その他、法及び施行規則の執行に係る事務に関すること。
- 五 教職員の給料に関する事務
- 1 福岡県公立学校教職員の給与に関する条例第八条の規定に基づき、県立学校の期限付任用職員及び臨時職員の給与を決定すること。
- 六 教職員の諸手当に関する事務
- 1 給与規則第十条の規定に基づき、職員（教育職給料表適用者に限る。以下この項中同じ。）の扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。
 - 2 給与規則第十一条の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。
 - 3 給与規則第十二条の六の規定に基づき、職員の住居届を受理し、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。
 - 4 給与規則第十二条の十の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。
 - 5 給与規則第十二条の三十四の規定に基づき、職員の単身赴任届を受理し、支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。
 - 6 給与規則第十二条の三十七の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適当であるかどうか

- かを随時確認すること。
- 7 福岡県公立学校教職員の産業教育手当に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第一号）第二条の規定に基づき、県立学校の産業教育手当の支給を受ける職員を認定すること。
 - 8 児童手当法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第七条第一項の規定に基づき、職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定すること。
- 七 特別支援学校への就学奨励に関する法律及び予算措置による国の補助に関する事務
- 1 特別支援教育就学奨励費の保護者ごとの支弁区分を決定すること。
 - 2 特別支援教育就学奨励費の算出に必要な資料を受理すること。
- 八 その他の事務
- 1 夜間定時制高等学校の給食員を委嘱すること。
 - 2 特別支援学校の通学用バス添乗員の任免等を行うこと。
 - 3 特別支援学校の看護職員の任免等を行うこと。
 - 4 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免等を行うこと。
 - 5 県立学校の寄宿舎管理人の任免等を行うこと。
 - 6 県立学校の施設管理補助員の任免等を行うこと。
 - 7 福岡県立学校管理規則第十六条の二第三項の規定に基づき、県立学校の学校評議員の委嘱に関する事務を処理すること。
 - 8 県立学校の部活動指導員の任免等を行うこと。

別表十四を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- （教育委員会が取り扱う個人情報 of 適切な管理のための措置に関する規程の一部改正）
- 2 教育委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年十一月福岡県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第二項中「教育次長」を「副教育長」に改める。
- 第六条第二項中「総務部長」を「教育総務部長」に改める。

福岡県教育委員会告示九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八

条第八項の規定に基づき、福岡県教育庁教育総務部総務企画課企画広報監の職にある者を、福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定し、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（平成二十七年三月福岡県教育委員会告示第八号）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

〃 大島	大島小学校	〃	〃
〃 大島	大島中学校	〃	〃
〃 大島	宗像市学校給食大島調理場	〃	〃
〃 大島	大島学園	〃	〃

を

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

職員研修所	次長	一種
公文書館	館長	三種
東京事務所	所長	一種
東京事務所	副所長	四種
県税事務所	所長	三種
県税事務所	副所長	五種
消防学校	校長	三種
パスポートセンター	所長	三種

を

に、

公文書館	館長	三種
職員研修所	次長	四種
職員研修所	所長	一種
県税事務所	所長	三種
県税事務所	副所長	五種
消防学校	校長	三種
東京事務所	所長	一種
東京事務所	副所長	四種
パスポートセンター	所長	三種

副所長 支所長 センター長 地域整備企画監

を

副所長 支所長 センター長 地域整備企画監

に、

ダム建設事務所	所長	三種
荇田港務所	所長	
流域下水道事務所	所長	

を

荇田港務所	所長	三種
流域下水道事務所	所長	

に、

教育次長	理事（人事委員会が定めるものに限る。）	部長

を

副教育長	教育監	部長

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会事務局	副教育長 教育監 理事 部長 副理事 課長 副課長 企画監 企画広報監 参事 主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事 課長補佐 広報公聴主幹 総務企画課の秘書広報係長、人事係長、企画主査及び人事係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事 財務課の給与係長及び企画主査 教職員課の福利・職員係長、市町村立学校係長、県立学校係長、企画主査及び福利・職員係の職員団体担当の事務主査並びに上席の主任主事又は主事
----------	---

別表第一の備考の3中「平成十年福岡県教育委員会規則第三号」第二十一条を「平成三十年福岡県教育委員会規則第一号」第二十条に改め、同表の備考の5中「人事、服務又は給与」を「秘書、人事、服務、給与又は職員団体」に改める。

別表第二中

職員研修所	所長 次長
公文書館	館長
東京事務所	所長 副所長 総務課長

を

職員研修所	所長 次長
公文書館	館長

に、

消防学校	校長
------	----

を

消防学校	校長
東京事務所	所長 副所長 総務課長

に改める。

別表第二県土整備事務所の項中「センター長」を「センター長 副センター長」に改める。

別表第二河川総合開発事務所の項を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

研修主幹		次長				所長	
副館長		館長					
		副所長				所長	
税務主幹		所長 副所長					
副校長		校長					
次長 支所長		所長					

を

副館長		館長					
研修主幹		次長				所長	
税務主幹		所長 副所長					
副校長		校長					
		副所長				所長	
次長 支所長		所長					

に、

	所長 副所長 支所長 センター 長 地域整備 企画監						
	所長						
	所長						

を

	所長 副所長 支所長 センター 長 副センター 長 地域整備 企画監						
	所長						

に、

総務部	職員研修所				
	公文書館				
	東京事務所		課長（総務課長を除く。）		
	県税事務所				
	消防学校				
企画・地域振興部	パスポートセンター				

総務部	公文書館				
	職員研修所				
	県税事務所				
	消防学校				
企画・地域振興部	東京事務所		課長（総務課長を除く。）		
	パスポートセンター				

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則

理事		教育次長
----	--	------

を

教育監 理事		副教育長
-----------	--	------

に改める。

県土整備部	県土整備事務所				室長 用地主幹 地域整備 主幹
	ダム建設事務所				
	苅田港務所				

県土整備部	県土整備事務所				室長 用地主幹 地域整備 主幹
	苅田港務所				

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

教育委員会	本庁	教育長
-------	----	-----

を

教育委員会	本庁	副教育長 教育次長
-------	----	--------------

に改める。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 この表に規定する職には、廃止された職を含む（別表第二においても同様とする。）。

別表第二の表中

教育委員会	本庁	理事 部長 副理事 課長
-------	----	-----------------------

を

教育委員会	本庁	教育監 理事 部長 副理事 課長
-------	----	------------------------------

に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（経過措置）

2 第六条の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長である福岡県教育委員会の教育長は、地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる作業」の下に「又は業務」を加え、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 次に掲げる作業又は業務のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第二項、第三項及び第四項に規定する感染症並びに同条第五項及び第六項に規定する感染症のうち人事委員会が認めるもの並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症に感染するおそれがあるもの
- イ 感染症患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者（結核医療を要しない者を除く。）又は感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の救護
- ロ 病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業
- ハ 感染症法第五十三条の十二に規定する結核登録票に登録されている者に接し、処方された薬剤を確実に服用する指導の業務
- ニ その他まん延を防止するために行う作業
- 二 次に掲げる作業のうち家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核

病、鼻疽、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二条に規定する動物の狂犬病に感染するおそれがあるもの

イ 患畜又は疑似患畜の救護

ロ 病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業

ハ その他まん延を防止するために行う作業

第二条第二項中「細菌検査の作業」を「人事委員会規則で定めるもの」に、「作業」を「業務」に改め、同項第一号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「感染症法」に改め、「規定する感染症」の下に「並びに同条第五項及び第六項に規定する感染症のうち人事委員会が認めるもの」を加え、同項第二号中「及び鼻疽」を「鼻疽、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第三条第一項第三号に規定する人事委員会規則で定めるものは、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっている疑いのある野鳥の調査の業務とする。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第五条第一項第七号に規定する毒物又は劇物に係る立入検査の業務は、次に掲げる業務とする。

一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第十七条第一項に規定する立入検査の業務のうち同法第二十三条の三の規定により知事が行う事務とされるもの

二 毒物及び劇物取締法第十七条第二項に規定する立入検査の業務

四 理学療法士及び作業療法士

五 前各号に掲げる者のほか人事委員会がこれらに相当すると認める者

第六条第一項第一号ハ中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定を準用する場合における国税局又は税務署の収税官吏の職務」を「の調査及び処分」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「異状」を「異常」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。
(支給の調整)

第十一条の二 条例第二十二條第一項の表狂犬病予防等の業務に係る給料の調整額を受ける職員の前項に規定する人事委員会規則で定めるものは、犬及び猫の引取り、収容、引渡し及び応急処置の作業とする。

様式第二十号中「細菌検査」を「細菌検査又はウイルス検査」に改める。

狂犬病予防作業 坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入検査等業務 措置を要する者等の指導等業務 精神障がい者の措置入院及び指導等業務 要保護女子の相談等業務 結核患者の訪問指導業務 肢体不自由児の介助業務 種痘牛取扱等作業 早稲事 漁業取締業務 海上業務 麻薬取締業務 し尿処理施設の立入検査業務 化製場等の立入検査等業務 下水道処理施設の立入検査業務 用地交渉業務 訓練指導業務 災害 応急作業 道路作業

様式第五号中

狂犬病予防作業 結核患者の服薬指導業務 坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入検査等業務 毒物又は劇物の立入検査 措置を要する者等の指導等業務 精神障がい者の措置入院及び指導等業務 要保護女子の相談等業務 肢体不自由児の介助業務 種痘牛取扱等作業 早稲事 漁業取締業務 海上業務 麻薬取締業務 し尿処理施設の立入検査業務 産業廃棄物処理施設等の立入検査等業務 化製場等の立入検査等業務 下水道処理施設の立入検査業務 用地交渉業務 訓練指導業務 災害応急作業 道路作業

に改める。

様式第八号中

細菌検査 放射線作業 措置を要する者等の指導等業務 精神障がい者措置及び指導等業務 要保護女子の相談等業務 結核患者訪問指導業務

を

に改める。

Table with 5 columns: 結核患者服薬指導業務, 細菌検査又はウイルス検査業務, 放射線作業, 措置を要する者等の指導等業務, 精神障がい者措置及び指導等業務, 要保護女子の相談等業務

様式第十号中

坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入検査等業務 肢体不自由児の介助業務 種痘牛取扱等作業 早稲事 漁業取締業務 海上業務 麻薬取締業務 し尿処理施設の立入検査業務 産業廃棄物処理施設等の立入検査等業務 化製場等の立入検査業務 下水道処理施設の立入検査業務 用地交渉業務 訓練指導業務 災害応急作業 道路作業

を

坑内作業 高所作業 大型農業機械作業 爆発物の立入検査等業務 毒物又は劇物の立入検査 肢体不自由児の介助業務 種痘牛取扱等作業 早稲事 漁業取締業務 海上業務 麻薬取締業務 し尿処理施設の立入検査業務 産業廃棄物処理施設等の立入検査等業務 化製場等の立入検査業務 下水道処理施設の立入検査業務 用地交渉業務 訓練指導業務 災害応急作業 道路作業

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

Table with 2 columns: 別表第三十五中, 31, 32, 32, 33, 33, 34, 34, 35, 35, 36, 36, 37, 37, 37, 38, 38

60	54	39	58	52	41	30	44	33	38
60	54	40	58	53	42	31	44	34	39
60	55	41	58	53	42	31	45	35	39
61	55	42	59	53	43	32	45	36	39
61	56	43	59	54	44	32	46	37	40
61	56	44	59	54	45	33	46	38	40
61	57	45	を	54	46	34	47	39	40
61	57	46	30	55	47	35	47	39	41
61	58	47	31	55	48	36	48	40	を
61	58	48	32	55	49	37	48	40	26
62	59	49	33	56	50	37	49	41	27
62	59	50	34	56	50	38	49	41	28
62	60	51	35	56	50	38	50	42	29
62	60	52	36	57	51	39	に	42	30
62	60	53	37	57	51	39	29	43	31
に	60	53	38	57	52	40	30	43	32

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行日の前日までの間において、この規則による改正前の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第三十五により号給を定められた職員の施行日における号給については、施行日に職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

福岡県人事委員会訓令第三号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第十三項第一号中「第六条」の下に「第五項及び第六項に規定する感染症のうち防疫等作業手当の支給の対象となる感染症を認めること並びに同法第六条」を、「規定する感染症」の下に「並びに同条第五項及び第六項に規定する感染症のうち人事委員会が認めるもの」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「作業」の下に「又は業務」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 第三条第一項第二号イの規定により、感染症患者、疑似症患者、患畜又は疑似患畜に相当するものと認めること。

別表第一給与公平課の項第十九項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第四条第一項第五号の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる者に相当すると認める者を定めること。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。